

第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和6年6月7日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月7日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 山 本 友 梨 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	基 幹 支 所 長	長 島 淳 二
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

な し

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

おはようございます。例年ですと梅雨入りの時期かと思いますが、今年は1週間程度遅くなるとの情報です。遅くなって短期間で大雨というのは、いささか困りますが、作物にとっては普段どおりの降雨があってほしいものです。

今年は、大雪もなくいつもと違う冬を過ごして、いささか不気味に感じていますが、どうぞいつもどおりの夏であってほしいと思っております。

しかし、先日3日には、能登半島でまた震度5の地震がありました。各地で発生する最近の地震情報には、いささか心配になっているところです。どうぞこの地域では、大地震がないことを願っています。今日は、その地震に関連した避難の件について伺いたく思います。それでは、質問に移らせていただきます。

大雨を心配する季節になりました。いずれにしても、この「大（おお）」というか「大（だい）」というか、この文字がつくと「大雨・大雪・大地震」いずれもあってほしくない現象です。

この中で大雨・大雪については過去の経験もあります。また新聞・テレビ・ラジオ等で事前に周知されますし、行政からも防災無線等で町民周知もできています。町民の皆様も心の準備はできているし、避難についても十分ご理解をいただいているところであり、指定緊急避難所（一次避難所）へ行政指示があれば避難することは承知されているところです。

ところが、地震はどうでしょう。事前予告はほとんどありません。スマートフォン等で直前に教えてはくれますが、間に合う状況ではありません。大地震の場合、逃げる間もなく大きな揺れに遭遇する状況かと思うのです。それでも決められている指定緊急避難所を目指すわけです。

この指定緊急避難所が、大きく安全な避難所であればいいのですが、従来からある木造の集会所等指定緊急避難所の場合、崩壊している可能性もあります。勿論、自宅やその付近の住宅等が崩壊する程の地震であれば、すべての方が安全な建物に避難したいと思うのです。

たとえば「指定一般避難所」は、赤名地域では上赤名会館・赤名農村環境改善センター・赤名小学校・赤来中学校の4施設、谷地域では3施設とわかりやすいのですが、来島地域では11施設、頓原地域は10施設、志々地域では5施設が指定されています。

私が頓原地域の住民ですから頓原を例に話しますと、防災計画では「指定一般避難所」としてある頓原農村環境改善センター（みせん）には、頓原町区の本町から下町の皆さんと、敷波の古城地区の皆さんに加えて、指定緊急避難所である古城団地集会所・敷波公会堂・保健福祉センターで緊急避難をされていた方々も、ここに一緒に避難するわけですから、これらの方々を収容しきれぬのかと心配になったところです。

数えたことはありませんが、避難者は3～4百人近くおいでかと思います。これらの方々を農村環境改善センターですべて収容することは不可能かと思います。当然、小・中学校なり役場支所なり防災担当の方はお考えと思いますが、明記されていないと、いざという時に混乱を招くことになるかと思います。

私も、今まで水害・雪害のことを中心に考えていましたが、先般の能登半島地震のニュースから、飯南町での大規模地震対応はどうかと考える「飯南町防災計画」を見た時、地震という表現は各所にありますが、本当に対応できるのか心配になりました。

町としても通信関係・食品・物資等々関係業種と契約し、支障が出ないよう手配はしてありますが、ひとつ大規模地震時の町民対応といいますか、町民の安全行動・支援等についても今一度検討いただいた方がいいかと思った次第です。

そして、もう一つ考えていただきたいと思ったのは、この「飯南町防災計画」は、島根県の計画に飯南町の必要部分を付け加えてある状況です。決して悪いとは言いませんが、今すぐとは言いません。現在の「飯南町防災計画」から飯南町部分を抜き出し、必要時に分厚い冊子を引っ張り出さなくてもいいように「飯南町版」の「防災計画」を作成していただければと思います。

これにより、必要ある時は、現在作成されている「飯南町防災計画」を活用すればよりいいのではないかと感じました。配布された防災マップがいい例です。誰もがすぐ取り出せて見ることができるのです。

どうぞ、町民の皆さんが防災に対する意識を更に高めていただくためにも、読みやすく理解しやすい「飯南町版防災計画」を作成いただけたらいいでしょうか。先ほども言ったとおり、今すぐではなく来年の防災訓練に間に合えばこのうえないと思います。これについて町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。4番議員からは、防災に関して、大規模地震時の対策と飯南町版防災計画、マニュアルとおっしゃいましたが、その作成についての質問いただきました。

はじめに、大規模地震時における対策についてですが、現在本町では、災害によってこの家に戻れなくなった方などが、一時的に滞在する指定一時避難所、議員からもご説明いただきました。役場の支所や、農村環境改善センター、大規模集会施設です。学校など比較的大きな施設のほか、地域の集会所なども含めて、赤来地域で18か所、頓原地域で16か所指定しています。

しかしながら、本町で地震による大きな被害が発生した場合には、ご指摘いただいたように、地域全員の方が指定一般避難所で避難生活をするを考えると、やはり、十分な避難所が確保できているとは言えない状況であります。

大規模災害発生時の避難所対策につきましては、これは平成8年2月、ちょっと前になりますが、これ島根県と県内の市町村、全市町村ですが、と、また平成23年9月には、お隣の三次市とですね、災害時の相互応援協定締結しております。

被災者の受入れのほか、職員の派遣であったり、食料や飲料水、また生活必需物資等の提供等についても、この相互応援協定を行うことを定めております。

数年前でありましたが、三次市が、市内ですね河川が水位が上がりまして、冠水した際にですね、これ夜中だったと思いますが、本町のほうへそうした資機材、資材をですね、取りにこられて提供したこともあります。

現在の避難所では、スペースが不足する場合には、議員が頓原の例を出されましたので、例えば頓原でいえばですね、頓原の小中学校や町内の宿泊施設なども利用し、また必要に応じて、災害協定を締結しています県や近隣市町村の施設等を利用させていただくことで、避難所を確保したいと考えております。

今の頓原の場合、小中学校がですね指定しないんですが、やはり場所的に高台にありまして、そういう、登校路がですね確保できて上に行ければいいんですが、ケースバイケースということで、その辺は考えていきたいと思っております。

それでこの食料へですね、飲料水の備蓄に関しましては、県ではですね、今能登半島地震を踏まえまして、これまで2日分としていた備蓄目標数量、これを、これは内訳をですね県と市町村が各0.5日分合わせて1日で、住民の方が1日ということで2日分で、これをですね3日分に改めるということで、こういったことも報道されておりますが、それは県、市町村、そして住民の方それぞれ1日分ということであります。

そうした備蓄を行う目標とする計画に見直されておりまして、本町でも、今月下旬に予定しております防災会議、開催いたしますので、見直しを行うこととしております。

それで避難所や、物資の確保を初めとする、地震を含めた災害対策につきましては、繰り返しになりますが、災害協定を締結した自治体や、企業などとも連携しながら、企業さんともですね、いろんな物資の支援についての協定も結んでおります。連携して、引き続き、防災対策の充実に努めてまいります。

それから議員からは、読みやすく理解しやすい、飯南町版の地域防災計画を策定してはどうかというご意見をいただきました。

本町のこの飯南町地域防災計画は、国の防災基本計画や島根県の地域防災計画との整合を図りながら、本町の災害対策に関する総合的かつ基本的な指針を定めています。

この防災計画につきましては、町のホームページにも掲載はしておりますが、約 500 ページを超えております。必要な情報をやっぱり見つけるにはですね、時間もかかることもですね、承知しております。

それで災害は備えが重要であります。日頃から町民の皆様に災害対策について理解していただくことは大切であります。風水害や、地震時における、この町の災害体制や、町内の避難所、また日常の防災対策などを理解していただくことは、災害時の被害軽減にもつながりますので、この必要な情報を抜粋した、ダイジェスト版の作成について、内容の検討も含めてですね、含め検討し、昨年に集落、避難所へですが、配布しました避難所の開設手順とあわせてですね、活用いただけるようにちょっと取り組んでいきたいと思っております。

でも有事には、やはりそうした、いちいち、そのダイジェスト版もなんですが、そういうのを見なくてもやはりすぐ行動に移せることが大事だと思っております、そうした訓練をやったりしていくことが一番じゃないかと思っております。

それから、せっかくの機会ですので少しPRさせていただきますが、町では防災について、町民の皆様に理解を深めていただくため、この飯南町気象防災アドバイザーによります出前講座を行っております。多くの地区で活用いただきまして、この地域全体で防災に対する理解を深めていただければと思います。以上です。

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○4 番（内藤 眞一） はい。

終わりますが、おっしゃってございましたように、どこまで、あと動いていただくか、準備していただくかということはあろうかと思っております。こんなもの 500 ページ持つて歩くわけにいかんわけですから、ひとつ検討いただきたいと思います。終わります。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

7 番、景山登美男議員

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。今年も早いもので5か月を経過いたしました。先ほど同僚議員もおっしゃっていましたが、今年の梅雨入りは、平年の6月6日より少し遅いということでございます。

また、梅雨明けは、平年並みの7月16日頃ということで、若干短めの梅雨であるとの予想でございます。ただ、7月上旬には大雨が予想されているようで、日頃の備えを心がけておく必要があるかと思います。

それでは質問に移ります。はじめに、広域行政について質問いたします。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うとされております。

こうした中で、国、地方を通じた厳しい財政状況のもとで、行政ニーズに適切に対応するために、市町村がそれぞれの行政区域を越えて連携・共同し、事務事業を行うことで、様々な行政サービスを効率的、効果的に行おうとする「広域行政」があります。

「広域行政」には、一部事務組合及び広域連合がありますが、本町では、雲南市・飯南町事務組合においては、雲南市と共同で、ごみ処理・ケーブルテレビ・三刀屋火葬場を運営しております。そして雲南広域連合においては、雲南市、奥出雲町と共同で介護保険・消防・し尿処理を行っております。

町長は、今年3月定例会の所信表明で財政健全化についての部分で、こう述べられております。

「これまで実施した大規模事業により、公債費、借金のことでありますが、が増えていくことから、町債の繰上償還と町債の発行を抑制してきたため、財政状況は改善傾向にある。しかし、施設の老朽化による修繕や維持管理費、高齢者、生活困窮者、身体障がい者などに対する支援に要する経費である扶助費が年々増加している。

また、介護保険、消防、ケーブルテレビ、ごみ処理などの広域行政に係る負担も増加傾向にあり、基金を取り崩していかなければ、収支均衡が取れない状況にある。」とおっしゃっております。

町債の繰上償還と町債の発行抑制により財政状況が改善状況にあることは、その努力に敬意を表したいと思いますが、お尋ねしたいのは、広域行政に係る部分でございます。その部分を、そのとおり受け止めれば、広域行政に係る負担の増加がいかにも、財政健全化の足かせになっていると思われるのと解釈をせざるを得ません。

確かに、広域行政に係る負担が増加傾向にあることは事実かと思いますが、最初に申し上げましたように、「広域行政」とは市町村がそれぞれの行政区域を越え、連携・共同して事務事業を行うことで、様々な行政サービスを効率的、効果的に行おうとするもの

であり、本町においても、その効果を享受しながら事業を行っていると思っております。仮にそれらの事業を本町のみで実施するとすれば、どれほどの経費が必要であるかは計り知れません。

そういう意味から、さきの３月定例会所信表明での財政健全化についての中の「広域行政」についての発言はどういう意味だったのか、町長の真意を伺います。

○議長（早樋 徹雄） ７番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

７番議員から最初にこの広域行政に係る財政負担について、私の３月の所信表明で述べたことを受けてのご質問かと思います。

それで、議員からも紹介がございましたが、この広域行政、雲南市・飯南町事務組合で実施している事務、それから広域連合で行っております事務、これは議員から説明があったとおりでございます。いずれも本町単独では事業運営が困難な場合やですね、効率的でない事業について、共同で実施しているところであります。

その負担金についてですが、所信表明でも述べたとおり、年々増加傾向にはあります。これは特に経常的な部分で、臨時的な経費については、やはり年度間で上がったり下がったりあるんですが、経常的な経費、少しずつ増えております。

それで、本町単独でのこの事業運営になりますと、当然それ以上に大きな負担を抱えることになり、今後もこの共同での実施が望ましいと考えております。これは基本的な考えであります。

それで広域での、この事業運営にあたっては、やはり、適正な事業実施の確認であったり、それから関係市町の財政部局によります負担金の精査ですね、こうしたことをしっかり行いまして、効率的な運営に取り組んでまいりたいと思います。

それで今、例えば広域連合をちょっと例にとりますと、消防等、消防の事務を行っております。この消防につきましても、今の定年延長が始まっております、消防については定数をですね増やしております。その定数を増やすことによりまして、定年延長された方であったり、その後、暫定再任用に移られる職員の方希望でおられると思いますが、人件費が少しずつアップしてまいります。

それが、ごみ処理事業につきましては、今検討しております新たな施設の更新、こうした部分についても、当然、これは施設整備費以外にも当然それを準備していくための人件費等も増えてまいります。そうしたことで致し方ない部分ありますが、基本的に今の枠組みは維持して事務を行っていきたいという考えであります。

○７番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ７番、景山議員。

○７番（景山 登美男） はい。ありがとうございました。

まさかとは思いましたが、広域行政について見直しでも考えておられるのではないかと思います、心配して質問させていただきましたが、答弁をお聞きして安心いたしました。

さて、答弁の中にちょっと出ておりましたが、「広域行政」の中にごみ処理があります。本町の可燃ごみは、雲南市・飯南町事務組合の事務事業として、平成15年から出雲市の出雲エネルギーセンターへ処理を委託しておりましたが、令和3年から雲南市加茂町にある雲南エネルギーセンターで処理することになりました。

そのため事務組合では、令和13年度までの10年間の中期的な対応として、雲南エネルギーセンターの延命化工事と、いいしクリーンセンターの中継施設改造工事が実施されました。

また、雲南圏域にもう一つあります仁多可燃物処理センターは、40年経過し老朽化が相当著しいということで、できるだけ早く今後のごみ処理体制の方向性を決定する必要があるということで、事務組合では奥出雲町と共同で可燃ごみ基本構想を策定され、ただいま令和14年度の供用開始を目標として、新たなごみ処理施設整備を推進されることとされました。

そこで、昨年4月から、その準備として、雲南市役所市民環境部の中に「新ごみ処理施設整備準備室」を設置され、現在建設用地の選定作業をされているところでございます。

これだけ重要な事業であるわけですから、できるだけ早く、3市町の議会と一緒に協議できるような状況にしていきたいと思います。具体的に言えば、雲南広域連合の一つの部署にするのが早道だとは思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、新たなごみ処理施設整備に係る組織体制についてご質問いただきました。議員からもご紹介をいただきました、令和14年度の供用開始を目指しているこの新たなごみ処理施設整備に関しましては、令和2年4月から、これは雲南市・飯南町事務組合がですね、奥出雲町から委託を受ける形で、3市町で検討を開始いたしました。その後、令和5年4月からはですね、雲南市役所内に今設置しております「新ごみ処理施設整備準備室」を設置して業務を行っております。ここへは奥出雲町、飯南町からももちろん職員が1名ずつ、派遣しております。

なお、今年度につきましては、このごみ処理方式の検討を進めるとともに、最終候補地の選定を行い、地元への用地交渉へ移っていくスケジュールで作業を進めているところであります。

それで、この準備室では、施設を整備するための用地、これ一番大事なところですが、

用地また処理方式、この処理方式も、今この圏域で処理するごみ量、1日当たり40トン
を少し下回るようですので、それにふさわしい施設、そして、各市町の負担額ですね、
これまでは雲南市と飯南町でのごみ処理での負担割合になってましたが、新たに奥出雲
町も加えての今度スタートになりますので、そうした負担割合等の前提条件を決定いた
しまして、その後、施設整備事業に関してはこの雲南広域連合へ移管することで、これ
は1市2町で確認しているところであります。

議員の皆様には、これまでも定例会における行政報告であったり、全員協議会の場で、
用地選定の状況などを説明させていただいておりますが、今後もこの進捗状況であった
り、動きでありますとか、そうしたことはしっかりとですね、報告させていただきたい
と思います。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

ただいまのお聞きしますと、準備室では用地選定が基本だと思っております、地形
的に言っても雲南市あたりになるんじゃないかと思ひ、雲南市で選定作業をされること
については、容認といいますか、思っておりますが、そこで方式までその段階で決め
られるということになると、これについては、本町としても、奥出雲町としても、少し
言い分があったり、いろいろな考えがあろうかと思ひますので、広域連合で、もう工事
を実施事業を実施するようになってから広域連合といいますと、そこでもう全ても決め
て決まってしまうものを推進するということであると、少しそこが疑念を感じる
ところでございます。

町長におかれましては、方式の部分についても、3市町で、一緒になって、いいもの
をとというふうな方策をご検討いただきたいというふうに思ひます。

次に国道54号に関連した質問に移ります。

町長は、国道54号の防災・老朽化対策を促進するということで、今年1月に国道54
号、三次松江間ということですが、改良促進期成同盟会を設置され、2月には、国
土交通省や県選出国會議員へ要望活動をされたということでもあります。

国道54号は、山陰と山陽を結ぶ大変重要な路線であります。その中で、赤名・晴雲両
トンネルの老朽化については、かなり前から言われ続けておりました。

また、近年でも、冬季間の松江尾道線では積雪や除雪作業により通行規制が実施される
ことが度々あり、その都度、国道54号が迂回路になっております。

今年、元日には能登半島地震が発生しましたが、この地震では、火災、津波等による
建物の倒壊はもとより、停電、断水、道路の寸断、そうしたことによる避難や救助の遅
れ、またその後の復旧・復興もままならないといった状況があるようでございます。こ
れらは、まさに内陸型地震の持つ弱みであり、本町でもいつ、こうした被害に見舞われ
るかわかりません。

そうした意味では、このたびの期成同盟会設立は、まさに時を得た施策であり、要望されている改修整備が、1日も早く実現することを期待いたしますが、町長がこのタイミングで期成同盟会設立を考えられたのは、どのような考えからだったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、議員からは、この国道 54 号、改修についての質問についてであります。議員から国道 54 号の防災、老朽化対策を促進するため、「国道 54 号、三次から松江間、改良促進期成同盟会」の設立について、このタイミングでの設立を考えたのはどういった経過かということでございます。

これまでもですね老朽化の進むこの国道 54 号の赤名、晴雲両トンネル、これは本町にとって本当に玄関口であります。松江方面から晴雲トンネル、そして、広島三次からは、この赤名峠の赤名トンネルを越えて飯南町へ入ってきます。

この両トンネルについては、あらゆる機会これまで要望を行ってまいりました。私も就任してから、中国国道協会の島根県代表の理事 2 名おりまして、1 人は益田市長さんであります。その 2 名のうちの 1 人として、私理事となっておりますが、そうしたこと。そして、雲南地域の幹線道路の改良整備促進期成同盟会、これは副会長という立場であります。そうした国道協会であったり、それからこの期成同盟会の総会、また、国土交通省本省、中国地方整備局との意見交換の場がございますが、そうした際に、国道 54 号の防災対策、特に赤名トンネル、晴雲トンネルの改修について、意見発表をさせていただいたり、そうした中国地方の島根県を代表しての意見発表、それから本省で国での意見発表の場も、3、4 回いただいております。

令和 3 年 7 月、豪雨時の長時間の通行どめであったり、それから令和 5 年 3 月には、赤名トンネル落下物が原因で、緊急点検による長時間の通行止めがありました。その際にも、即座に松江国道事務所長、そして中国地方整備局長へも、単独で随時要望等も行ってきました。

そうした中で松江国道事務所の所長からですね、広島県側では、国道 54 号の改良について、広島市・安芸高田市・三次市の沿線市でですね、期成同盟会を立ち上げて活動しておられるということで、島根県側もですね、この三次市も含めた形で、沿線市町で期成同盟会を設立されて要望活動されてはどうですかというようなアドバイスも受けました。

それで、もちろん飯南町単独で取り組むより、この国交省へより強固に訴えることができるものと考えまして、私から沿線の三次市、松江市、そして雲南市へこの期成同盟会の設立呼びかけをさせてもらいまして、賛同を得てこのたびの設立に至ったものであ

ります。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

これまでもいろんな要望活動等されておる中で、なかなか、特にトンネルについての実施ということにはつながらなかったところであり、こうした期成同盟会としての要望活動等で、1日も早く事業実施につながりますようにご祈念をいたします。

要望書でも、赤名・晴雲両トンネルの改修整備が、一番、一つ目に掲げられております。この2つのトンネルは、もう60年経過しており、どちらも早く改修すべきところでございますけども、ただ、この2つを同時に改修するということは、現実的には困難ではないかと思えますし、また、改修の仕方にしても、通行止めによる改修はできないのではないかというふうに考えます。

町長はこのことについてどのように考え、どのような要望にされるように思っているのか。また、このトンネル以外に54号の具体的な改修整備か所がどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、要望書では、この赤名、晴雲両トンネルの改修について掲げているけど、2つのトンネル、同時に改修するのは困難ではないかというご意見もいただきました。まさにそのとおりでありまして、私も同時にその改修なんてことは難しいと考えております。

それで、このトンネルの改修の要望時にもそうなんですが、今、赤名トンネルについて言えばですね、両方が登坂車線、この、広島へ向かってまた広島県から島根に向かって登坂車線で頂上にあるわけですが、通行止めもなんですが、あそこがですね、冬季間、大雪警報出た場合にはですね、通行止めだったりチェーン規制がかかる区間であります。そうしたことも改修するためにはやはり、ルートもですね、見直しも含めた上での検討ということで要望もしておる状況であります。

それでちょっと具体的な動きを説明させていただきますと、この期成同盟会につきましては、今年の1月に設立し、先ほど申しました。それで、2月6日に三次市長と私とで、国交省の本省、そして、島根県、広島県の県選出国会議員への中央要望に出かけております。その後、3月28日ですが、これ松江国道事務所と三次河川国道事務所の両事務所が事務局となりまして、中国地方整備局の担当部局、そして島根県、広島県、そしてこの期成同盟会の自治体の4市町の担当部課長をメンバーといたしまして、「国道54号の勉強会」が設立されております。あわせて第1回の会議が開催され、沿線の課題の

共有化が図られたとでございます。

今後行われるその勉強会においては、この沿線の課題の中で赤名トンネル、さっき両トンネルの中で優先付けとしては、この赤名トンネルの整備を最優先課題に位置付ける方向で進められる状況となっております、この方針決定後は、有識者を交えた検討会というところですね、移行していきたいということでもあります。ステージが少しずつ上がっていくということでもあります。

それで、まずはこの流れの中で、赤名トンネルの早期改修に向けた取組を進めていきたいと思います。その次として、飯南町としてはこの晴雲トンネルについても引き続き要望していくということで、段階的に進めていきたいと考えております。

それで、あわせて最後にご質問いただいた、「トンネルの改修以外の具体的な改修箇所があるのか」ということでございます。町内では、現在採択され整備が進められております下赤名の東下歩道整備と、それから来島交流センターへの進入口となります交差点の付近の歩道整備、右折レーンの設置ですが、この2か所がありますが、特にこの東下歩道整備についてはですね、今広島方面に向かっての整備区間延長、これを要望していきたいと思っております。これも飯南町のことです。

沿線市内ではですね落石防護対策であったり、橋梁修繕、そして、三刀屋地内の4車線化、今工事を進められておりますが、その早期4車線化、また、加茂地内の交差点改良、そうしたことがあります。

沿線の沿線全体としましては、路面の改修、路面がかなり傷んどるところもありますし、それから区画線が、白線の部分ですが消えているところがあります。そうしたペイントであったり、サイクリングロードとしての路面清掃などの維持管理については、これは継続して要望していきたいと思っております。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。

ようやくと言っていいかどうか分かりませんが、こうしたテーブルについたというか載ったというか、いう形になっておりますので、これを契機についても、早期実現になりますよう期待しております。

次に、これ国道54号に絡めたような質問になりますけども、この国道54号は、古くは宍道尾道街道と言われ、最初には戦国時代、安芸の毛利氏が尼子氏を攻めるルートとして使ったというふうに言われております。また、江戸時代には、仁多、飯石の特産物、鉄・米・木綿・紙などを運ぶ輸送路としても利用されたようでございます。

そして明治時代になると、山陰と山陽を結ぶ軍用道路として整備が行われ、荷馬車なども通れるようになりましたが、この時代の工事は、重機も自動車もない時代でございます、大変な難工事の連続であり、本町で最も難工事であったのは、赤名峠と都加賀の吹ヶ峠であったということが、「赤来町史」「頓原町誌」に記述されております。

その後、昭和 38 年に建設省直轄の改修工事が始まり、昭和 40 年に国道 54 号に指定され、現在に至っております。

そうした経過の中で、先ほどもありました赤名トンネルは昭和 39 年 9 月に開通しております。また、晴雲トンネルも、同じく昭和 39 年 9 月に開通しておりますが、これは当時日本道路公団によるもので、有料道路ということでございまして、昭和 56 年 12 月に無料開放されて、国道 54 号になったということでございます。

そのトンネルができるまでの、いわゆる現在は旧国道 54 号と言っておるわけですが、旧国道 54 号は、先ほど言いました明治時代の整備によるルートが基本となっております。先ほど申しました難工事のが二つあると言いましたけども、そのうちの一つである都加賀の吹ヶ峠ルートは、晴雲トンネルの掛合側から都加賀を経由し、県内でも有数の豪雪地帯である吹ヶ峠を越え、つづら折りの道を下り頓原連担地につながるものでした。これは現在、そのまま残っております。

この工事の関係で注目すべきなのは、吹ヶ峠からほぼ下りきった麓で、道の駅とんぼから入ったところの交差点付近でございまして、現在「築立」というふうに頓原の方はご存じかと思っておりますけども、「築立」というふうに呼ばれております。

その旧国道の下に珍しいといいますか貴重な暗渠があるということが前から聞いてはおりましたけども、このたび明らかになったということでございます。

明らかになったというのは、地域の風土や歴史などのお宝を調査されている島根県生まれで現在東京農業大学名誉教授の高橋悟先生がいらっしゃいますが、この方がそうしたことに興味を持っておられて、その調査によると、この「築立暗渠」は明治 18 年に着工し、明治 19 年に完成したものですけども、下を小才田川という小川が流れておりますが、その小川が流れる深く幅のある谷を横断するために、川に架けられた石造アーチ橋という構造の暗渠（カルバート）であるということでございます。

この石造アーチ橋というのは、長崎の眼鏡橋や皇居の二重橋の石橋などが有名ですが。

本町の築立にあるのは、橋ではなくて、石造アーチ構造による暗渠であります。

この築立暗渠の断面は、幅 3 m66 センチ・高さ 3 m83 センチとそれほど大きいものではありませんが、谷を横断する盛土道路の下にあることから、長さが 41.6m もあるということで、高橋先生によれば、この明治 18 年、19 年、こうした時代に、中国山地の山奥で、これほどの長さのある石造アーチ構造で作られている暗渠は他には存在しないということで、大変貴重な土木遺産であるということが言われております。

3 月定例会の所信表明によれば、町長は「飯南町民俗資料館」について、こういうふうにおっしゃっております。「老朽化も激しく、町内全域の歴史的、文化的な資料などが保存できるスペースもないことから、今年度は、新設する場合に必要となる調査を行い、今後の施設の在り方について検討を始めたい。」と、こういうふうにおっしゃっております。

ぜひ、その検討の中に、先ほど申し上げました大変貴重な土木遺産である「築立暗渠」

それだけでなく宍道尾道街道から現在の国道 54 号に至る改修整備の記録でありますとか、また赤名峠や銀山街道という貴重な街道もございますけども、これらを含めた町内全般の道路について展示する、例えば特別展示室とか、または特別展示コーナー、そうしたものをこの新しい民族資料館に併設されてはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、議員からはですね、国道 54 号、今、現道といいますか旧道になっておりますが、今町道ですが、いわゆるこの土木遺産「築立暗渠」ということで、ご説明いただきました。

この飯南町民俗資料館の検討に当たり、この道に関する歴史遺産の展示室の検討というご質問でありました。

議員ご指摘のように、国道 54 号は、宍道尾道街道として古来より山陰山陽を結び、街道の難所として知られるこの赤名峠、今からおよそ 1300 年前に編さんされた『出雲の国風土記』ありますが、この赤名峠、三坂、三つの坂と漢字で三の坂と記される古い歴史を持っています。

この宍道尾道街道や、銀山街道が通過する宿場町として、またそれぞれの街道が交わる要衝としても栄えた地域であるこの飯南町にとりまして、道に関するこの視点は、町の歴史を考えるうえで、とても大切な切り口であると改めて認識させていただきました。

それで、この「築立暗渠」についてであります。これ議員からもご紹介いただいたとおりですが、明治時代ですね、国道の敷設事業の際に、頓原地区の上区につくられたものであります。40 メートルを超える暗渠ということで、私も現地ももちろん行っておりますが、歴史的にも非常に貴重であるとともに、アーチ状の石積みは構造物としてその美しさも感じる近代化遺産であると認識しております。

この専門家からもですね、土木学会等の、これは委員さんですが、歴史的土木構造物として土木遺産への認定もですね、進められておるものであります。

この「築立暗渠」については、議員から紹介いただきまして高橋悟先生にご講演をいただく機会を得て、令和 5 年 3 月に歴史文化講演会を開催しております。町内外から多くの方に参加いただいたところであります。

こうした講演会を通じ、地域にありながら知られていない歴史遺産について、広く住民に知ってもらう機会をこれからもつくっていき、私が公約に掲げております歴史文化を感じるまちづくりを進めたいと考えております。

それで、具体的にはですね、この民俗資料館に道に関する展示室を設けてはということであります。今、飯南町の民俗資料館には、国の民俗文化財指定を受けました「奥飯

石及び周辺地域の積雪期用具」が保存されております。これはもうご承知のことだと思っておりますが、やはり施設を建設して時間がたっておりまして、老朽化もしております。また、町内全域の歴史的文化的な資料が保存できるスペースもありませんので、今ほかのどこへ一時的に避難しております民俗文化財等もたくさんあります。

そうした建物の今後必要となる、この民俗資料館として、建物の規模であったり構造などの調査を行うこととして予算を計上しております。

民俗資料館の施設のあり方につきましては、現在、町内外の有識者で構成されます「飯南町文化財保護審議会」がございますが、そこに諮りまして、ご意見をいただきながら検討を進めているところであります。「築立暗渠」をはじめ、飯南町のこの道に関する展示室などのご提案につきましても、情報提供を行いまして、専門的な見地からご意見を伺っていきたいと考えております。

それで、54号に関連して、様々な質問いただきましたが、本当にこの54号はですね、本町にとって生命線であります。これはもう誰もがそう感じておる道路であります。本町は鉄道ありません。こうした54号に頼ってきて、そして栄えた町でもあります。それで、国、県がですね、やはり今山陰道のほう工事が進んでおりますが、やはり、そちらのほうへ目が向いております。

やはり、2桁国道で直轄管理でありますこの54号、本町として、尾道松江線とのダブルネットワークでもありますし、54号の存在についてはですね、本当に、大事な存在であり、しっかりとこの重要性を訴えていき、必要な改修が進むようですね、私も努力してまいりたいと考えております。以上です。

○7番（景山 登美男） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10時15分といたします。

午前 9時58分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。一般質問を続けます。

5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

おはようございます。ただいまより一般質問を行いたいと思います。

先般、3月末をもって退任されました奥田前副町長ですが、現在は県庁に帰られ頑張ってお仕事をされております。在任中は、塚原町長の右腕として、本町にとって大変ご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。

また、一町民としても、広く、飯南町くまなく探索され、町民の方と接していただいで楽しんでおられました。また、今日傍聴に来ておられますが、谷地区におきましても、飯南神楽団の公演がありますと、漏れなく観覧に出向いておられました。

これからも、体に気をつけて我々県民のために頑張ってお仕事をさせていただきたいと思います。

一般質問ですが、曾田副町長にお尋ねしたいと思います。曾田副町長は、3月に退任されました奥田前副町長の後を受け継ぎ、この令和6年4月より飯南町副町長として公務に励んでおられるところでございます。

しかし、未だ、副町長に就任されてから日も浅く、町民の皆さんの中にはまだお会いしておらず、副町長の人となりに関心を持たれている方も多いのではないかと考えております。

令和3年の6月議会におきましても、奥田前副町長に同じようにわたくしがお尋ねしております。この一般質問の様子はケーブルテレビによりまして、後日録画放送されることになっております。誠に良い機会だと思いますので、就任以来2か月この飯南町で暮らした中での飯南町の印象、そして、曾田副町長が任期中に取り組もうとされることなど、飯南町でどのようなまちづくりを行っていかうとされるのかなど、副町長自身の自己紹介を含めまして、抱負を町民の皆さまに語っていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。

高橋議員のご質問、飯南町で2か月を過ごした中での印象、副町長として取り組みたいこと、どのようなまちづくりを行っていくかなど、私の自己紹介も含めてお答えします。

私は、出雲市の斐川町の出身で、平成9年からこの3月まで、27年間、県職員として勤務をしておりました。飯南町とのかかわりと申しますと、若いときにはスキーをしに琴引スキー場を利用させてもらったことも何度かありますが、雲南圏域で勤務した経験はなく、これまであまりご縁がなかったところ、副町長として4月に着任し、ご縁をいただいたこと、大変感謝をしております。

着任して、あっという間に2か月が過ぎたところですが、この2か月間で感じた飯南町の印象を、3点ほどあげさせていただきますと、まず、1点目としては、それぞれの

立場で飯南町のことを思い、実際に行動もされているという住民の方が、とても多いという印象を受けております。

わずか2か月の間で、お会いした方もそれほど多くはありませんが、「地域を盛り上げるため」ですとか、「飯南町のために」という発言をされる方に多く会いました。町の行政を担う身として、飯南町のことを思っていた方が多くいらっしゃるということは、心強く感じるとともに、責任の重さもあわせて感じているところでございます。

2点目としては、地域において、人と人とのつながりが残っており、その中で、住民の皆さんが、伝統・文化や、地域の行事をととても大事にしていいらっしゃるということです。先日開催された、ぼたんまつりのメインイベント当日は、あいにくの雨でしたが、その中でも飯南神楽の上演には、多くの方がお集まりになっていました。一緒に踊るお子さんがいらしたり、鬼と一緒に写真を撮ったりと、お子さんからお年寄りまで楽しんでおられ、また、自分たちの町の神楽団という思いを強く持っていいらっしゃるということを感じたところです。

3点目としては、山や川、田園風景、満天の星空など、すばらしい豊かな自然が残っているということです。先ほど私の出身地を出雲市の斐川町と紹介させていただきました。斐川町も私の子どもの頃は、小川があり、田園風景が広がっており、そのような自然の中で遊んだ思い出もありますが、近年その風景も変わってきております。

飯南町には、自然・田舎のよさが十分に残っており、この4月に飯南町に来たときには、ゆっくりとした時間の中で、何か懐かしく、心も癒やされたところです。

印象としての主なことは、この3点ですが、このようなことは飯南町の皆様にとっては当たり前でも、私も含めた町外の者にとっては、とても印象的で新鮮なものです。これらは、飯南町の資源であり、町外に向けて飯南町がアピールできるものだと感じております。

次に、私が副町長として任期中に取り組もうとすること、どのようなまちづくりを行っていくのかについてです。副町長の役割は、いくつかあると思いますが、まずは、町長の思いを実現できるよう、しっかりとサポートすることが一番重要であると思っております。

県内の市町村はどれも同じような状況にありますが、特に中山間地域である飯南町では、少子高齢化や若者の転出に伴って人口減少が続いており、地域の担い手の不足や、生活機能の確保といったことが大きな課題と認識しております。

町長が公約として挙げておられる「人口減少対策」に取り組むための重点的な政策とされている「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」、2つ目の「安心・安全なまちづくり」、3つ目の「産業が元気なまちづくり」、4つ目の「定住を進めるまちづくり」、5つ目の「歴史・文化を感じるまちづくり」、これらを事務方のトップとして着実に進めていくということを、まずは第一に考えていきたいと思っております。

そのためには、県全体においても人口減少対策が一番の課題である中、県との連携も

非常に重要になってくるということから、県職員として、これまで築いてきた人脈を活かして、県とのパイプ役としても着実な事業推進を図っていきたいと考えております。

また、自分の県職員経験としては、財政課での経験が一番長く、担当、G L、課長代理として10年間、財政課で勤務をしておりました。その間、予算編成、事務事業の見直し、起債運営など、また、県における様々な懸案事項についても、予算という点から携わってまいりました。

現在、町では、令和7年度から始まる第3次総合振興計画の策定を進めておりますが、計画を実現していくためには、新たな施策、取組も必要になってまいります。必要な施策にどのように予算を重点的に配分していくのか、そのための財源をどのように生み出すかなど、検討していく課題、検討していく必要があると思っておりますので、その際には、これまでの経験を活かせるのではと思っております。

今後のまちづくりを進めるうえでは、総合振興計画の将来像として掲げられている「笑顔あふれるまち」というキーワードを大切にしたいと思っております。

飯南町に住んでいらっしゃる住民の方、飯南町出身だけでも、今、遠くにおられる方、飯南町を気にかけていただいている方、飯南町に関係のあるすべての方が幸せになって、「笑顔があふれるまち」となるよう、まちづくりを進めていく必要があると感じております。

このキーワードで、人それぞれ思い浮かぶ生活、仕事、情景などさまざまであると思いますし、すべての人の思いに応えていくことは大変難しいことですが、まちづくりを進めていくにあたっては、このキーワードの思いを忘れずに取り組んでいきたいと考えております。

事業を進めるうえでは、先ほど飯南町の印象でもお伝えしたところですが、飯南町には地域のことを思っている方が多くいらっしゃいますし、また、飯南町のことを一番に考えていただいているのは、議員の皆さまでありますので、皆様のご意見をしっかり伺って、そのうえで、同じく飯南町を良くしたいと思って働いている役場職員と、しっかり議論をしながら進めていきたいというふうに思っております。

飯南町が「笑顔あふれるまち」となるよう、役場全体が同じ方向を向いて、町民の皆様のため、力を発揮できるよう全力を尽くしていきたいと考えております。

どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

ありがとうございました。るる思いのたけを述べていただきました。大変、見た目も真面目そうで、答弁の内容も真面目な答弁でございました。本町の町民の特性として、ざっくばらんな方が多くございますので、町民と接するときはざっくばらんに、お酒なども飲み交わしながらやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、本町独自の脱炭素社会づくりをとという題で塚原町長にお尋ねしたいと思います。塚原町長は、令和5年第2回飯南町議会定例会冒頭の町長所信表明の中におきまして、「本町でも脱炭素社会の実現に向けた取り組みをしたいと考えている。」との発言を行っております。また、同年3月3日には「飯南町脱炭素のまち宣言」を行っておられます。

さらには、新年度以降、Jークレジット制度の推進、薪ストーブ導入助成の拡充、太陽熱利用設備や蓄電池等の導入助成の追加など、「新エネルギー設備導入補助金」の拡充を行い、公用車の電気自動車やハイブリッド車への転換などを進めるとも発言されております。

また、令和6年1月には、脱炭素社会の構築を目指すべく「飯南町脱炭素のまち推進計画」が発表されました。

その計画の目的としましては、「温室効果ガス排出量の削減等の施策について、町民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくための計画とする」とあります。

温室効果ガス排出削減目標につきましては、国におきましては、令和12年2030年度での温室効果ガス排出量を、これ基準となります平成25年2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに挑戦を続け、最終的に令和32年2050年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロ、すなわち、カーボンニュートラルの実現を目指すということになっております。

本町での削減目標であります、令和12年2030年度におきましては、削減基準年となります平成25年2013年度の59%を削減目標と設定し、令和12年、令和32年2050年にはカーボンニュートラル達成となっております。

また、この計画立案に先立って、飯南町地球温暖化対策に関するアンケート調査が実施されています。既に町長もアンケート調査の内容はご存じのこととは思いますが、このアンケート調査は、回答者としまして、飯南町町民1,000人を無作為に抽出、事業者は86業者を対象としております。また、設問数は38問が設けてあります。その回収率は、町民で510人の51%、業者では35業者40.7%となっております。

その設問と回答を見てみますと、まず、そもそも論の飯南町が「脱炭素のまち宣言」を行ったことを知っているのか、との問いかけには、知らないとの回答が46.5%、実に回答者の半数近くが知らないとのお答えでありました。聞いたことがあるが内容は知らないが31.8%、知っているが18.8%でありました。

アンケート調査の中でも、各種設備の導入やエコ商品の購入などの設問の回答を見ますと、飯南町が助成事業を実施しているエコリフォーム工事については「リフォームが必要になったら検討したい」が44.9%、「申請する予定はない」が29.2%でありました。

また、EV車の導入については、「導入する予定はない」が64.1%と最も多く、導入、もう既に導入している8.2%、導入予定1.4%、導入検討中が12.7%でありまして、導入する予定がないとする理由の一番は、やはり価格が高いとの回答が半数を占めておりま

す。

同じく、太陽光発電の導入、蓄電池の導入に対する設問の回答におきましても、費用がかかるということで、「導入する予定はない」との回答が過半数以上でございました。

総じて、温暖化対策に寄与すると思われる設備の導入やエコ商品の購入についてのアンケート調査結果を見る限りでは、価格、値段が高い、費用がかかるということで、皆さん消極的な回答が多く見受けられ、温暖化対策の設備の導入やエコ商品の購入などについては、成果を余り期待できないのではないかと考えております。

「飯南町脱炭素のまち推進計画」の中では、取り組みの実施者として、町民・事業者・行政と3者に区分してあります。その中でも、特に、私たち町民が主に取り組むべき項目を取上げてみますと、省エネ対策の推進として、「住宅のZEH化、省エネ化の推進」「次世代自動車の導入の推進」、「省エネ行動の推進」があります。

この住宅のZEH化とは、聞きなれない言葉だと思いますが、「室内環境を快適にしつつ、消費する年間のエネルギーの収支をゼロにする住宅」ということだそうです。建物で使うエネルギーを減らし、そして建物でエネルギーをつくり、それを差し引いて消費するエネルギーの消費をゼロとするものだそうです。

この計画書は、特にカタカナ・横文字が多く、判読に苦しむのは昭和の時代に生まれました私だけかとは思いますが、先を続けます。

次に、再生エネルギーの導入の推進として、「太陽光導入の推進」、「バイオマス利用の推進」、「蓄エネの推進」があります。森林によるCO₂吸収対策では、「森林整備によるCO₂吸収源の確保」、「町産材の活用の推進」があります。

まだ、私たち町民の取り組む項目がありまして、循環型社会の形成においては、「ごみの排出抑止」、「再資源化の推進」があります。さらに、普及啓発の推進では、「普及啓発事業の実施」が策定してあり、私たち町民生活の中で取り組み、残る2者であります事業所と行政の3者で、飯南町の総力を挙げて、2050年度のカーボンニュートラル達成に向けて頑張ろうということであろうと思います。

余談ですが、私は残念ながら、途中で多分リタイアする可能性が大であります。できるだけ頑張らなければならないと、この一般質問を考えながら、つくりながら思っているところでございます。

先ほど述べましたが、飯南町の2030年度の削減目標は、国のそれより一段と高い目標数値が掲げられております。町民の皆さんの深い理解と、積極的な取り組みが求められることになるわけでありまして、しかしながら、高齢者の皆さん、高齢者世帯の皆さんには、協力したい気持ちと、年間を通しての冷暖房などでの電力や化石燃料によるエネルギーの消費量が多くなることなどへの負い目や、温暖化対策実施に伴う高額な負担にためらいや諦めを感じておられるのではないかと心配をいたすところであります。

これから質問の核心に入ってきますが、私は、飯南町の温暖化対策の実施においては、特に次の2点のことに注意をしなければならないと思います。

一つには、高齢化社会に優しい対応で臨むべきであること。二つ目には、本町の経済活動に悪影響を及ぼさないこと。この2点に注力を注ぐことが肝要であると思っております。

高齢者世帯への改修費用制度の新設や、省エネルギー設備を備えた高齢者住宅の設置、脱炭素社会に関する情報の提供、環境活動や省エネルギーに関する啓蒙活動への参加の推進など、脱炭素社会への実現に参画できる機会を多く提供することなどが必要となるのではないかと考えております。

また、本町の経済活動への影響におきましては、2030年を経て2050年の脱炭素社会「カーボンニュートラル」実現に向けて、5年、10年、20年、25年と施策を進めていく中では、ガソリン自動車への規制も厳しくなり、さらなるEV車への転換の推進、石油ストーブの減少など、より一層の脱化石燃料化が進んでいくものと想像できます。

そして、その結果はどうなるのでしょうか。ガソリンはだめ。灯油はだめ。化石燃料は使わないようにしましょうとなると、町内のガソリンスタンドやLPガスなどの燃料販売店の存続が危惧されることとなります。

この事態は、本町の工業・商業・農業などをはじめとする全ての経済活動に多大な悪影響を及ぼすことになりかねません。

働くところがなくなれば、当然仕事を求めて、生産者人口は流出していくことになるでしょうし、飯南町の次世代を担おうと頑張る若者も、その足の赴く先は必然的に都会へとなるかもしれません。

また、これは例えばですが、ガソリン燃料とする自動車の規制が進んで乗れなくなっても、なかなかEV車などに買い替えができない高齢者の方などは、唯一、自身の移動手段として使っていた自動車に乗れなくなることで、日常の生活の買物や、医療機関での受診の機会が喪失してしまうという事態が起こるやもしれません。

化石燃料を使用する自動車の規制などが、もし行われることになれば、国に対して、中山間地域の実情を切に訴えるなど、あらゆる手段を講じて回避しなくてはならないと思います。

「カーボンニュートラル」社会を成し遂げ、「空気きれいにして人住まず」となっては本末転倒も甚だしいということにもなりかねません。

私は、カーボンニュートラル達成に向け進んでいく中では、先ほど述べましたような本町独自の脱炭素社会づくりが必要だと考えております。別段、この脱炭素社会づくりに反対するわけではありませんが、本町独自の緩やかな、その移行へ望むものであります。塚原町長には、先ほどからるる申し上げました、この高齢化社会への対応と、本町の経済活動への影響をどのようにとらえ対処し、2050年の「カーボンニュートラル」を目指していくのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

5 番議員から質問いただきました。

それで、5 番議員のこの本町独自の脱炭素社会づくりについて、特に高齢化社会への対応であったり、この脱炭素事業を進めていく上での経済的な影響、そうしたことについてご質問いただきました。

本町はですね、本年の 1 月に「飯南町脱炭素のまち推進計画」を策定し、これは住民、事業所、行政が一体となって取組が推進できるよう、具体的な事業の検討を進めていくことを、3 月議会の所信表明においてもお伝えし、町民の皆様には、2 月の自治会文書におきまして、計画の概要版をお配りしたところであります。

長期的な目標、この 2050 年に二酸化炭素 C O₂ の排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現に向けた取組であります、この電気自動車への乗換えや、住宅への太陽光発電設備の設置など、町民の方にですね押しつけるようなことはもちろん考えておりません。

それで、町民の皆様にとって、有益となるような補助事業などはもちろん検討いたしますが、町民の皆様がそれぞれの生活にあった形で脱炭素に取り組んでいただけるよう、これは広報誌とかですね、いろんな情報を紹介していきたいと考えております。

議員から具体的に質問いただきましたこの高齢化社会の対応ということであります。高齢者向けの住宅改修制度の新設であったり、それからエネルギー設備を備えた高齢者住宅の設置という提案もいただきました。

このことにつきましては、脱炭素だけではなくてですね、高齢者福祉の観点からも検討すべき課題と考えておりますので、今後の施策として総合的に判断して検討を進めていきたいと思っております。

それからもう 1 点ですが、脱炭素社会の実現を目指す上で、やはり経済活動への影響でございます。議員からも、町内の事業者様の影響ということでいろいろありました。この石油やガスなどの化石エネルギーから、太陽光や風力、水力など再生可能エネルギーへの転換につきましては、世界各国でこの二酸化炭素の排出量の削減努力が進められている中での流れでありまして、そういったことは確実にといいますか、進んでいくのではないかと感じております。

しかしながら、町内における雇用の場の減少であったり、またそれに伴う人口流出といった流れは、本町の衰退にもつながることから、その対策については慎重に対応していく必要があると考えております。

一方でですね、この脱炭素社会が進む中での新たな産業の創出なども考えられることから、現状や将来の展望等をしっかりと把握しながら町民の皆様や事業所と情報共有を図ってまいります。

それで、今後ですね、本町が進めるこの脱炭素事業につきましては、現時点では具体

的な案はお示しできませんが、町民の皆様に本当に有益となるような、この補助メニューであったり、補助事業のメニューの充実であったり、飯南町豊かな森林資源や源流など、本町のやはり資源を活かした事業の組み立てができるよう、そして、まちづくりの基本理念に掲げます生命地域ですね、「生命地域飯南町にふさわしいクリーンエネルギー」を中心としたカーボンニュートラルが達成できればと思っております。

最後になりますが、この脱炭素社会への実現に向けてはですね、まだまだ、アンケートでも、この宣言を知らない方も多数いらっしゃいました。この取り組みについては本当に理解を深めていただくことですね、また、丁寧にやっていく必要があると思っておりますので、2030年、50年そうした目標があるわけですが、本当に、長い先のような気がします、すぐその時間もたってきます。やはり、一つ一つできることを進めていくことが大事だと思っております。以上でございます。

○5番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

通告に従って一般質問を行います。

質問の1番目は、熱中症対策であります。今年はどんな夏が訪れるでしょうか。毎年心配しておりますが、日本気象協会は、「昨年、いわゆる2023年は、1898年の統計開始以降、最も暑かった夏で、2023年6月から8月の平均気温は最も高くなった。今年も、春まで続くエルニーニョ現象の影響などにより、日本付近は暖かい空気に覆われやすく、夏の気温は、全国的に平年より高い見込みで、早いうちから最高気温が30℃度以上になる真夏日が出る可能性もあり、早めの熱中症対策が求められる。」としています。

本町のホームページ見ましたけれども、熱中症対策について、2022年に保健福祉課が変更を更新しています。しかし、それ以降の変更は、見当たりませんでした。

そこで、本町の熱中症対策について質問します。

熱中症に関する対策を強化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における猛暑から避難するため、施設の開放措置をとるなど、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるとして、気候変動適応法が改正されております。その改正に伴って、本年1月18日に、政府は「改正気候変動適応法の法施行（令和6年4月1日）について」という文書を発表しております。それによりますと、法律改正の背景について、3点挙げています。

1 つは、熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、近年は年間 1,000 人を超える年もあったこと。

2 つ目に、「熱中症警戒アラート」本格実施は 2021 年から出していますが、その発表も実施してきたが、熱中症予防の必要性は未だ国民に十分に浸透していないこと。

そして、3 点目に、今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進めることが必要であること。この 3 点であります。

改正されたポイントも 4 点あります。

1 つ目に、従来の熱中症対策行動計画を「熱中症対策実行計画」として格上げしています。

2 つ目に、熱中症警戒アラートを、熱中症警戒情報として法律に位置付け、さらにより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、熱中症特別警戒情報を創設しています。

3 つ目に、市町村長が、冷房施設を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定すること。

4 つ目に、市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定すること。以上の 4 点であります。

1 つ目と 2 つ目は、既に政府によって、実行に移されています。3 番目 4 番目の点について町長のお考えを伺います。

なお、ご承知のように、熱中症特別警戒情報は、翌日の日最高暑さ指数が 35 以上になることが予測される場合に、前日の午後 2 時に都道府県単位で発表されます。

ほかの自治体がどういうことをやってるかちょっと調べてみましたが、独自で地球温暖化対策実行計画を策定しているところもありました。例えば、埼玉県では、熱中症対策として、まちのクールオアシスの取組拡充、スマホのアプリ等を活用した熱中症情報の迅速な提供、高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化などを挙げています。

県内では、既に益田市が市役所の本庁舎、市立保健センター内の市民交流サロン、ふれあいホールみと、美都分庁舎など、市が所有する施設の開放を始めています。これは、先月、山陰中央新報が報道した内容であります。

本町において、町有施設の熱中症予防シェルの開設は、どう進めていくのか伺います。あわせて、民間の施設の協力も必要と考えますが、この点はどう対処されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

2番議員からは、熱中症対策、改正気候変動適応法の施行に関して、暑熱避難施設、最初にですが、クーリングシェルの設置についてご質問いただきました。

それで、通告につきましては、この暑熱避難施設についての具体的にどのようにされるのかというお尋ねだけがありまして、民間の施設の協力等については、そこにありませんでしたのでちょっとお答えできるかわかりませんが、最初にこのクーリングシェルの設置について答弁いたします。

この熱中対策強化を図るため、昨年5月に改正気候変動適応法が公布され、一定の要件を満たす施設、これは「指定暑熱避難施設（クーリングシェル）」として、市町村が指定できる制度が新たに設けられました。議員が述べられたとおりでございます。この施設、クーリングシェルはですね、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、一時的に暑さをしのぐ場所として、誰でも利用できることとなっております。

本町でのクーリングシェルの設置についてでございますが、現在はこのクーリングシェルの指定は行っていない状況であります。多くの自治体では、庁舎のロビーや公民館などを指定している自治体もあるようですので、本町におきましても、まずは町内の公共施設について、クーリングシェルとしての指定について具体的に検討を始めたいと思います。

その上で、民間施設の協力ということで、こうした施設だけではなかなか不足する部分もあります。

実は今回、脱炭素のまち推進計画の策定にあたりまして、アンケート、先ほど、5番議員のほうでもちょっと触れておりますが、飯南町地球温暖化対策に関するアンケートの自由意見がございました。私もそこを読みまして、これは、高齢者と独居の老人の方との会話、会話というかコメントでしたが、今年の夏暑かったと。涼しいところを求めて、これ頓原の方ですかね、エルシーにきた。また産直市で時間を長く過ごすなど、そうした行動をされている人も実際におられるということもわかりました。

これは、家で、もちろんカーボンニュートラルということで、クーラー、もちろんある方はいいんですが、ない方であったり、家でクーラーを、電気代を消費するよりもそうした施設のほうで避難するということであったと思います。

今、ご指摘のクーリングシェルの、繰り返しになりますが、指定につきましては、検討を開始したいと思っております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

言いたいことがなんぼでも出てきますけども、先ほど冒頭でですね、民間のことは通告なかったら答えないと言われましたけれども、気候変動適応法の改正部分は、お読みになりましたか。ここに、市町村の努力義務として書かれております。ですから、通告がないから答えないということじゃなくてですね、本来なら、ここが変わったんだとい

うことがわかっておれば、当然、民間の協力も必要だなということが頭に浮かぶはずなんです。ですから、そこら辺をきちんと精査していただきたいと私は思います。

私の通告がなかったから、答えない。それは仕方ないですけども。

それで、やっぱり対応が非常に遅いと思うんですよ。既にほかの市町村では、自治体が指定するそのシェルターですね。これ指定しているわけです。指定しただけでは、事が始まりません。そのあと何が要るか。そこら辺が重要だと思ってるんです。

一番だいじなのは、住民への周知であります。熱中症特別警戒アラートが発表された際、周知、これが最も重要な観点と私は思っています。その前に、アラートが発表されましたよ。いう終始じゃないんですよ。

どことどことどこを準備してますよ。これがなかったら、アラートが発表されましたよ。どこ行くんですか。わからないじゃないですか。

去年、暑かったです。私も、何人かのお年寄りから、暑くてやれんという話されます。午後、一番暑くなりますから、そのときにエルシー行けば、ここは寒いぐらいに冷房効いてますので、あそこで休まれたときも、あそこで休むといっても椅子もないんです。立ってないといけない。

私は、保健センター行きなさいって言ったんですよ。保健センターは仕事してるから、気温はぐっと下がってないけども、冷房していると。あそこ使われたらどうですかっていう話をしたんですけども、本来ならば、そういうところを、自治体がまず指定すると。これが重要だと思ってます。

ですから、もう今やってないわけですから、急ぐんです。どどこを指定するか。これ早急にやってですね、次の対策とらなくてはならないと思ってます。

先ほども出てますけども、その周知行動についてどういうふうに考えるかということです。特に、私は、情報提供の対策において最もリスクが高い人は、高齢者。ここにいかにか的確に情報を伝えて、熱中症を起こしにくい行動を促すか、これが重要だと考えています。

さっき埼玉の例を挙げましたけれども、LINEのアプリなどを利用したネットを利用した情報提供、こういうものだけでは、デジタルに得意でないそういうお年寄りに対しては、必要な情報を的確に迅速に伝わるかどうか。これは懸念されます。

ですから、そういうところをどうするのかということをお尋ねします。私は、まず、多分これは考えておられますけれども、コミュニティーチャンネルに掲載する。これはおそらくやられると思います。それから、告知放送を通じて、その都度周知を図る。いうこともあると思います。

それとあわせてですね、クーリングシェルター、どこにあるのか。町内のどこなのか。これをわかりやすく掲示する。そういうことも必要であります。周知の方法について、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からはですね、クーリングシェルの設置、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、そうしたことをどう周知するのかということでもあります。

この周知につきましては、先ほど言いました、指定しましたらそのことについては、あらかじめ町民の方にきちんとお知らせしたいと思っております。

そのうえで、こうした特別警戒アラートですが、ちょっとこのことについて少し説明いたしますと、これは、都道府県全ての観測地点で翌日の暑さ指数 35 ということで、これ 35 度じゃなくて指数です。予測される場合に、前日の午後 2 時に発表されるということでもあります。

島根県は観測地点が 16 ありまして、赤谷も 1 か所ありまして、16 地点全てがですね、35、暑さ指数 35 を超えることが予測されると、前日に熱中症特別警戒アラートが発表されます。この運用につきましては、この 4 月からスタートしておりまして、先般の松江気象台の台長も来庁されまして説明を受けました。

この 35 を超えた観測地点はいまだにないということで、なかなか特別警戒アラートということで設定はされましたが、今後発表される確率は低いということでありました。

ただ、事前の用意をきちんとしておかなければなりません。高齢者の皆さんに対してその SNS とかではなかなか伝わりにくい部分があるということでありました。もちろん、本町におきましては、音声告知放送がございますので、それから、防災無線もあります。そうした、屋外でももちろん仕事をしておられる方は防災無線で、屋内におられる方は告知放送ということで、そうした形でしっかりと周知を行ってまいりたいと思っております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。

ご答弁いただきまして、ちょっと気になることがありましてですね。先ほど私の発言中にも言いましたけども、翌日の日最高暑さ指数が 35 以上になるということが一つの前提でアラートが発表されます。

それで、問題はですね、暑さ指数が 35 以下の時にどうするかってことだと思うんです。例えば、シェルターを指定した。何か所か指定してありますと。場合によっては民間の施設も借りましたよと。アラートが出ないときには、来ちゃいけませんとするのかですね。

熱中症というのは起こるんですよ、温度が低くても。一番関係するのは湿度と言われます。ですから、それを予測してですね、暑い間は、暑いと思ったら来てくださいという姿勢が求められると思うんですけれども、さっきの町長の答弁でみますとですね、暑さ指数 35 以上になればやらないといけんけども、気象台の台長おられて、なったことがないという、もうやらないということじゃないですか。

その暑さに対してどうされますかっていうことなんです。たまたまこの法律が改正されたから、これは努力義務だよと言って国が指定してます。これやりなさいと。

やった後で指定したけども、暑さ指数 35 以上になるところがなくて、全体がそうになってなくて、気象台からアラートが出なかったというときには、もう知らんぷりですか。

ちょっとそこら辺お答えください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

引き続きの質問いただきましたが、まず先ほど申しましたその熱中症警戒アラート、そして特別警戒アラートの発表基準ということで、特別警戒アラートが 35 以上ということと言いましたが、これは、一番上のランクにある警戒であります。その前段として、33 以上でですね、熱中症警戒アラートが発表されます。十分暑いと思います。これは今までも発表されております。

こうした場合、特別でない場合でも、周知すべきではないかということでもあります。もちろんこうした 33 以上の熱中症警戒アラートが発表された際にもですね、するかどうかはですねまだ決めておりませんが、ただ、これが出なくても、こうした警報がですね、公共施設に避難できないかということは、普段でも一般に出入りできる施設でありますので、そのところは、開放して、公共施設としては、人がいるところは開放しておりますので、避難していただいても私は構わないと思いますが、そうしたことも含めてですね、どういう扱いをするかいうのをですね、事前に町民の方にお伝えしていきたいと思っています。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきました。やっぱり私心配してますのは、飯南町で、熱中症で、お年寄りが亡くなりましたというニュースだけは聞きたくないと思ってますので、ぜひともそこ

ら辺はですね、強力に進めていただきたいと思います。

そういう中ですね、私は一番、懸念してますのは、ひとり暮らしのお年寄り、あるいは日中に1人になるお年寄り、合わせてですね、災害発生時に要支援として登録されている方々、そういう方への対応であります。

高齢者や要援護者にとって、自分の居場所を変えるということは、大きな負担が伴うと考えています。そういう意味から、特別な配慮が求められると思います。クーリングシェルターへの移動を支援していく、そういう活動も必要ではないでしょうか。何かいい案をお考えでしょうか。

例えば、声掛け運動を進めていく。あるいは、支援の連絡があれば迎えに行く。こういう対応も求められていると思いますが、いかがでしょう。

合わせてですね、万一、事故が発生した場合に、消防署などの対応にはなると思います。ただ、支援要請の連絡を受けることのできる窓口を設置するということは、行政としても行えるんじゃないかと思ってます。いずれにしましてもですね、お年寄りをはじめ、支援の必要な方、そういう方をはじめですね、住民からの訴えが届くような、そういう施策も必要と思いますが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、高齢者の方、そして要支援者の方が、自宅からそういったクーリングシェルターへの移動ということで、この手段のことについてご質問いただきました。

具体的にまだこのことは検討できておりませんので、今からどういう手法がいいのか考えていきたいと思いますが、今あるもちろん公共交通機関であったり、タクシー、これも助成もしておりますので、利用もしていただいていいんですが、それ以外の民生委員さんであったり、近所の方とか、そうした方のバックアップ体制がどのようにできるかそうしたことはですね、ちょっと今ここでは申し上げられませんが、何としても困って今後どうしても家から脱出しなければいけないほどの暑さ、そういったときにですね、きちんと、移動ができることについてはですね、考えておく必要があると、改めて思わせていただきました。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

ありがとうございます。本腰を入れてぜひともやっていただきたいと思います。

それでですね行政もそうなんです、地域のコミュニティー、これを活用して、そういう声掛けをしていくという方法もありますので、ぜひともですね、そういうことも考えて、自治体、自治区あるいは自治会を通じてですね、こういう努力もしてほしいと。

できたら手分けをして、あんたは声をかけるんよとかね。いうことになれば、ベターかなと思っておりますので、そういうことも含めて対策をお願いしたいと思います。

次の質問です。次は交通安全についてであります。

町長は、本町内に、横断歩道が何か所あるかご承知でしょうか。多分わからないと思いますけれども、ただ、その横断歩道の状況、状態がどうなっているか承知しておられますか。

実はですね私は、全くそういうことはね、関知せずに、毎日生活しておりましたけれども、たまたま先日、住民の方から、子どもたちの安全のためにということでね、横断歩道を早急に改善してほしい。こういうお話があったんです。それで、取りあえずですね、実態がわからないといけんということで、国道、県道、主要な町道は、車で走ってみました。

ざっと状況を申し上げますけれども、国道 54 号、結構な数の横断歩道があります。この中にはですね、道路標示、いわゆるゼブラっていうか、線が引いてありますが、横断歩道のね。これが消えているもの。それから、消えかかっているものが非常に多いんです。特に、登下校の際に子どもたちが利用するであろうそういう交差点がひどいです。これらの道路は、交通量も多いわけですし、そういう観点から見れば、道路標示、せっかく引いても、この消滅するのが早いかなという気もしておりますが、そういう交通量が多いからこそ、きちんとしとかなければいけないという観点が必要だと思うんです。

それから、点滅信号がある押しボタン式の信号機があります。町内何か所かありますね。そこでは、道路標示が全く確認できないところが何か所かあります。

さらに、横断歩道に差しかかる前に、ひし形の絵が書いてあります。ダイヤモンドというそうです。ちょっとダイヤモンド、警察庁のホームページに書いてありましたんで、紹介してみますと、「この先に横断歩道または自転車横断帯があります。」それを事前に予告する意味の表示で、「ドライバーの方は、このダイヤモンドを見たら、横断歩道の手前であるため、横断歩行者がいる場合には、すぐに停まれるように注意していただくようお願いします。」と書いてありました。

これはですね、もともと書いてないのか、あるいは消えてしまったのかわかりませんが、確認できない箇所が何か所もあります。

交通安全の施設である信号機や横断歩道、これは、交通事故を未然に防止する上で必要不可欠なものと認識しています。また、常に適切に維持管理されていなければ、重大な事故につながりかねないとも思っています。

本町にはおきましては、さっき示しましたように、不具合な箇所が多数存在しております。町民の安全が保たれない状況にあるという認識でおります。町の施策として見てみますと、独自にグリーンベルトを敷設する。あるいは注意喚起の看板を設置するなど、町道上の交通安全対策については可能な対策を講じておりますが、法律などの規定によって、横断歩道には関与できない。これが実情であります。

気になったんで、ずっとあちこちの県を見てみました。すると一様にあるんです。横断歩道消えとるとこ。何とかせいというのを県議がやってます。一般質問ね。

全国的にこうなっておると思いますけれども、やっぱり原因は、予算です。お金がない。ない袖は振れないって言いますけど、そうです。バブルが崩壊して以降、県の財政が悪化して、そのときに予算を削った。それが今日までずっと続いている。そういう状況じゃないかと私は思ってます。あくまでも、私の推測です。

ただ、理由はどこにあっても、直ちに改善しなくてはなりません。幸いなことに、本町におきましては、近年においては、道路横断中の歩行者死亡事故は発生しておりません。

しかし、警察庁の発表を見ますと、全国では2023年までの5年間、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は、4,435件発生しており、約7割の3,079件は、歩行者が横断中の事故とされています。

直ちに町内の状況を把握してですね、具体的に問題点を明らかにして、早急な改善を強く関係機関に求めていく必要があります。町長の所信を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、議員からは、道路標識や道路標示の現況についての認識であるか、そして、改善が必要な箇所の早期改善を関係機関へ強く求める、要求することを求めるということでのご質問でございました。

先に感想といいますか、私思っていることですが、私も通勤の際など、この国道に設置された、横断歩道が消えかかっていたり、また、議員から、今回、横断歩道のことを中心にお話しされましたが、追越し禁止のオレンジライン、これも、公安委員会の規制ですが、消えている箇所がとても気になっていきますし、何とかならないかといつも思っております。

それで、これまで登校路につきましては、毎年度の教育委員会が事務局となっております通学路安全推進会議の中で、停止線やこの横断歩道が消えている箇所について、直接、雲南警察署のほうへ要望も行ってきておりますし、それから表示が消えている箇所での小学校の交通事故が発生した折に、早急にですね、ペイントを表示していただくよう、雲南警察署へもこのときも要望しておりますが、議員からもありました予算のこともあると思いますが、島根県の公安委員会が県下まとめて発注をかけるということで、なかなかその個別の対応をしていただけない現状にあります。

そして自治区長連絡会におきましても、集落内の横断歩道が消えているということで、再三の指摘であったり要望もあっております。

現在、建設課におきまして、町内の道路パトロールにあわせまして、改善の必要な箇

所の洗い出しを指示しております。今、写真とですね、位置図に全部落としてですね、その資料を持って今月中に雲南警察署長へ、直接、これは要望書を渡したいと考えておりますが、今、その準備をしております。

それで、やはりこれは公安のことでしてやっぱり県警ということで、そちらの対応になりますので、そうしたところへのですね、要望もあわせて行いたいと思います。

ただ、調べる中で非常に多くの箇所がありまして、これは本当に大変かなと思っております。

それで国土交通省のほうで、ああして路面補修とかされた際に、そうした際には、横断歩道も舗装をかけますのでできるんですが、普段の消えかかったところへの表示、それからオレンジラインですね。白線は国交省でできるそうなんですが、できないということで、国交省のほうでも、その予算の中で、維持の中で一緒にそこんところをやりましょうかというお考えもお持ちですが、これ整備局の道路部長にも確認しましたが、それは公安委員会の許可がやっぱりないとできないと、公安委員会でないとできないということでありました。

そういったどう言いますか法律上の問題もあったり、予算はあっても、できる、やりたいけどできない、予算がなくてできないそうした、縦割りのやっぱりどういいますか、部分があつてですね、できてないところが多いんですが、いずれにしてもさっき言いました。ただ、やってくださいだけじゃ動いてもらえませんので、今、具体的な資料持ってますね、この箇所はこのように消えていますという、写真を添付した資料をもってですね、要望したいと思っております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

要望活動をしていくということで頂きましたけども、やっぱり、お金だと思いますよ。お金があればできると思いますがね。ですから、たまたまこの間、路側帯の線を引く黄色い車が来てまして、ずっと、赤来から頓原に向かって線引いてました。横断歩道構うかなと思ってましたが、構わないですね。管轄外です。

やっぱり、警察署へ、直轄はこの警察だと思いますけども、もっと上のほうでね、英断を振るってもらわないと、うまく解決できないじゃないかなという考え方もありまして、そこら辺はですね、要望先は検討していただきたいと思います。

私が言うことじゃないですけども、議会においてもですね、本来ならば、県知事なり公安委員会なり、きちんと陳情するとかですねということが重要じゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

3つ目の質問に移ります。

今回も災害に関わって質問が何件かありましたけれども、私は今回、災害関連死認定審査会について質問します。質問に入る前にですね、災害関連死について少し述べてお

きたいと思いますが、災害があつて死亡する場合に、災害の直接死と関連死があります。それで、直接死はすぐに弔慰金などが出ます。ところが関連死はそうじゃないんですよ。これは、親族などが、災害で死亡した場合、死亡診断書などを遺族が市町村窓口申請して、医師や弁護士などで構成される今回質問します審査会、ここにおいて協議を行って、そこで認定されると、災害弔慰金が支給されるという制度があります。そういうことを踏まえて今回の質問であります。

ご承知のように、関連死と認定されると、災害弔慰金支給法に基づいて、津波や家屋倒壊などによる直接死と同様に、遺族に弔慰金が支給される制度が設けられています。

国は直接死の4倍を超える関連死が出た2016年7月14日熊本地震後の2019年に災害弔慰金支給法を改正し、迅速な審査につながるとして、条例で市町村が審査会設置に努めるよう定めております。努力義務であります。

災害関連死審査会の設置について、先日、共同通信社が、アンケート調査した内容を5月6日に発表しています。主要な87の市と区を対象に調査したとしています。発表によれば、被災後の心身の負担で、それが原因で亡くなる「災害関連死」について、87市区のうち48%に当たる42市が審査会の設置を条例に規定していないことがわかったとしておりました。

正確で迅速な審査のための準備が「できていない」と回答したのは、規定のあるところも含め62市、全体の71%に上っています。

国は2019年、審査会設置を条例で定めるよう努力義務化したが、備えが進まない実態が、浮き彫りになったと報道しています。

災害が実際に発生してから審査会設置の行動に出ても、おいそれとは設置できないと私は思っています。審査会がないと災害関連死の認定が大幅に遅れます。そのことは、被災者の生活再建に大きな影響を与えます。

本町においても、いまだ審査会はできてないと思っていますが、早急に対策すべきと考えます。どのように対応されるのか。町長の所信を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、災害関連死認定審査会の設置についてのご質問いただきました。

この災害関連死認定審査会は、議員からも説明があつたとおりですが、災害弔慰金を支給するに当たり、その災害と死亡の因果関係を審査するための法改となっております。通常は、遺族の申請を受けた市町村が単独で審査を行います。認定には一定の基準や法的見地が必要となりまして、単独市町村での審査会を担うことは困難として、東日本大震災や熊本地震などでは複数の市町村による合同の審査会や、県主導の合同開催を行ったという事例もあります。

議員からは、この審査会につきまして、本町での現況はどうかというご質問ですが、これまで、本町におきましては、大規模な地震など大きな災害が発生していなかったことから、この審査会設置に向けての取組を行っていないのが実情であります。

それで、災害弔慰金等の円滑な支給のためにはですね、やはりその遺族からの申請後速やかにこの審査会を開催することが重要でありますので、本町におきましても、条例への規定、盛り込むということになりますが、及びこの審査会の設置について検討を進めてまいりたいと思います。

それで、今その災害弔慰金の支給を定めることを条例に盛り込んでおる県内の市町は、今5市2町あります。それから1市1村でも今検討ということであります。県でも調査がされておりまして、こうした動きもありますし、こうした今、何もない状況の中でやっぱり事前に準備していくことが大事だと思っております、この審査会の設置について検討を進めてまいります。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 11 時 39 分休憩

.....

午前 11 時 40 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

2 番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 41 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

8 番、安部丘議員

○8 番（安部 丘） 議長。8 番。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員。

○8 番（安部 丘） はい。8 番。

そういたしますと、通告に従い質問をいたします。

はじめに、町道への防犯カメラの設置について伺います。

近年、近隣市町で農機具など乗り物窃盗が散見されるようになっていきます。農機を畦畔に停車し、昼食をとって戻ったところ、農機が見当たらず、近くの人に聞くと「さっきトラックが積んで持っていった。修理に出したものだと思っていた。」のだそうです。白昼堂々とユニックで吊り上げ持ち去られたものでした。

この話を聞いて私自身も、車の入る畦畔沿いに農機をおいて、その場を離れないように注意をしています。

雲南警察署に確認したところ、令和6年1月から3月の3か月間で、県内での乗り物窃盗が52件認知されております。昨年度から14件の増加だそうです。一方で、検挙されている件数は4件に止まっております。もちろん4月30日現在の暫定数値であり、検挙率についてはこれから捜査が進むにつれてまだまだ上がっていくとは思いますが、実際捜査をするうえで、防犯カメラがないと捜査も非常に困難を極めるように伺いました。

本町でも、似たような被害は十分起こりうると考えています。スピーディーな解決への一助として、また、犯罪の抑止効果としても期待できる防犯カメラを、町道の要所に設置するのが望ましいと私は考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

8番議員から、町道への防犯カメラの設置について、ご質問いただきました。

まずはじめに、本町における防犯カメラの設置状況についてであります。これまで飯南町の建設業協会や島根県防犯連合会からの寄贈によりまして、14箇所に設置してきておりまして、これは住民の方からの要望等も踏まえまして、設置箇所は主に、学校や公民館など、多数の人が集まるこの施設の周辺がほとんどでありまして、町道沿いに設置した防犯カメラは1箇所となっております。

これは平成25年3月に制定した「飯南町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づくものでありまして、「町民等を犯罪及び事故等から守る」ことを第一の目的として、要望の強い箇所から設置を進めてきたところであります。

今、議員からは、この盗難防止や犯罪抑止力として町道の要所にカメラの設置をとのご意見でございました。現在、そうした、町道と言いますか道路ですね、設置している台数自体少ない状況でありまして、今後増設するにはですね、やっぱり町民の安全を守るという目的に沿って、公共施設等への設置をやはり優先的に進めたいと考えております。

それで町道はですね、非常に本町の、それは要所と言われましたので、300を超える路線があるんですが、広範囲に広がっております。盗難防止の観点から、なかなかその必要箇所の選定が難しく、普段利用されている地域住民の方への配慮も必要となってまい

ります。

これらのことから、町道への防犯カメラ設置については、防犯上必要な箇所を除いては難しいと考えておりますが、農機具の窃盗に限らず、町内における犯罪防止対策は必要なことでありまして、まずは犯罪を未然に防ぐことが重要であると考えます。

1 人ひとりが防犯意識を高め、住まいや農機具庫などの防犯対策をさらに強化していくよう、町民への周知や啓発活動を継続的に行い、町内における犯罪防止に取り組んでまいります。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） はい。

町道への必要度というか優先度というのは非常に今低い位置にあるということをご説明いただきました。ただ啓発活動については、これからも進めていくということで、防犯、あるいは、そういう抑止力としての啓発活動を、自治区なり自治会なりで、いろいろ議論いただけるような場があって、そういうところからまた要望等が出ればですね、ぜひ町のほうも、そういう要望に沿った検討というのも、ぜひ進めていただければというふうには考えております。

続きまして、高齢者福祉と訪問介護について伺います。

令和4年12月定例会で、高齢者福祉の計画について伺いました。人口減少と高齢化が進む中で、我が町の高齢者福祉の未来を示す計画は極めて重要であり、それがゆえに、時間をかけて慎重に進められるものと私も理解はしています。

町民にとっても関心の高い事項で、気になるところもあられると思っております。

しかしながら、その後、計画について町民にご報告する機会がない状況でこれまで来ておりますが、今議会の冒頭、町長の行政報告の中で、かいつまんで情報状況は報告されました。多くの報告事項がある中でしたので、補足されることもあると思います。それらも含めて改めてまたご報告をいただければというふうに思います。

また、当時高齢者福祉の方向性について質問した背景には、介護従事者の不足から、町内の特養2施設が本来有する施設の利用者規模基準を下回るサービスしか提供できていないという課題がございました。

町も福祉分野に詳しく、他市町で多くの実績を持つコンサルタントに委託され、介護人材の離職の抑制について調査検討をされております。そして、資格取得の支援をはじめ、さまざまな施策を官民一体となって進めておられる最中と承知しております。成果が見えるには少し時間がかかるものと思いますが、地道な努力と改善を続けていただきたいと思います。

さて、施設に入所して介護を希望されながら入所待ちとなっておられる高齢者には、デイサービスやショートステイなどの通所系サービスと訪問介護や訪問看護による支援サービスが提供されています。これらのサービスの中でも、訪問介護は、利用者の希望

される頻度に応えられていない現状がございます。

理由の一つには、ヘルパーの資格が必要であり、有資格人材が不足していること。もう一つは、介護保険を適用するため、介護度に応じて回数に制限が定められていること。これらが起因していると思われます。

しかしながら、さきの福祉コンサルタントの報告からは、希望されるサービスの中に資格がなくても対応できる介護保険外の支援への希望が一定程度含まれているように、伺います。

これについては、シルバー人材など有償ボランティアの方々に、対応していただけますが、今のままだと、その費用の全額が利用者の負担となります。ここに町が補助金を出すことで、利用者の負担を軽減する独自の支援政策を打ち出すことはできないものでしょうか。

このたびの介護報酬改定も影響し、訪問介護事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。この支援は、運用によってはその一助となり得ます。また働く側も自分の働きやすい時間帯で就労できますので、支援者不足の解消にも役立つと考えます。

町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、高齢者福祉基本計画と訪問介護についてのご質問いただきました。

初めに、高齢者福祉基本計画についてでございますが、行政報告のところでも少し述べさせていただきましたが、詳しくということでございます。これまでの経過も含め、現状と予定について、説明いたします。

遡りますが、令和3年の秋に、この全福祉事業所にヒアリングをさせていただき、今後の課題として、人材不足、事業継承、施設老朽化が挙げられたところ、町執行部でも同様の問題意識のもと、副町長をトップといたしまして内部協議を進め、まずは施設の老朽化も含めて、特養の維持が喫緊の課題であることから、友愛会、そして社会福祉協議会の2法人を中心に協議を進めていただきました。

しかし、高齢者福祉は在宅から施設まで一連のものであるため、特養だけでなく、全体を視野に検討が必要と考え、改めて令和5年8月に高齢者福祉基本計画検討委員会を立ち上げまして、次期総合振興計画に盛り込むべき高齢者福祉の方向性を検討するため、下部組織となりますが、専門部会を設置いたしまして、調査・データ分析、これを専門業者に委託し、実施してきました。

検討にあたっては、住民の健康状態や健診データ、また介護給付費の状況など、過去5年分にわたりまして調査し、あわせて、無造作に抽出した個人がどのタイミングで介護度が増減し、そして施設入所に至るかなども分析しており、その報告書が3月末に完

成いたしました。

完成したこの報告書ですが、その後ですね、この飯南町高齢者福祉基本計画検討委員会へ提示し、また、4月の議会全員協議会と、先月末、5月末にはですね、社協と友愛会の理事会においてもその説明をしたところであります。

行政報告でも述べておりますが、両法人には、今後の運営や体制についての協議をお願いしておりまして、住民の方が最後までこの住みなれた地域で生活できる施設サービスの提供に向けて、両法人を含みます関係機関と連携して、向かうべき方向性を早く見いだして具体的な検討を進めていきたいと考えております。これが高齢者福祉基本計画の経過についてでございます。

続いて、介護従事者の不足に対するその資格取得支援、また、この有償ボランティアの活用による人材不足解消への提案等、議員のほうからいただき、私の考えを問われたところでございます。

最初に介護従事者の不足に対するその資格取得に向けた、この官民一体となった支援につきましましては、各事業所では資格取得のための受験費用や教科書代、専門学校へ通う費用等を一部負担されていると聞いております。

また町としましては、各事業所でこのケアマネの資格取得を目指す方を対象とした、福祉施設協議会主催のケアマネ受験対策講座へ町の地域包括支援センターの職員が講師となり、年4回講座を実施するなど、議員が言われましたように、官民一体となって取り組んでいるところであります。

ちなみに令和5年ケアマネの取得者ですが、なかなか合格率もですね、低いんですが、これ全国的にですが、9名チャレンジして、3名ほどケアマネの資格が取れております。

それでこの最後におっしゃいましたそのサービスを受けたくても、先ほど述べられたような理由で、制限される、介護サービス制限される方に対して、シルバー人材など、有償ボランティアを活用できるよう、町が補助金を出して独自の支援策を打ち出すことができないかということでございます。

まずはですね、どのようなサービスを有償ボランティアで担えるのか、そして、シルバー人材も含めた有償ボランティアの人材確保が図れるか検討が必要となってまいります。

それで今のシルバー人材センターの今、こういった業務、事業を行っておられるかという、家の修繕、簡単な修繕ですねそれから植木であったり障子の張り替え草刈り、また、除草剤とか墓の掃除、家の片づけとか、畑作業、その他ありますが、料金はいろいろありますが1,000円前後ということで1時間が行っておられます。

こうしたシルバー人材センターが、そうした本来の介護サービスのところですね、もちろんできる部分とそうでないところがあるんですが、その食事をつくったり、そういったところかなぐらいかなと思いますけど、そういったことが今の体制でできるのかということも、検討も必要になってまいります。

今の地域で活動しておられますその住民や団体の取組、いろいろありますがサロンであつたり、公民館での集まりとか見守りとかあるんですが、そうしたものや、その地域のニーズ、コーディネートがですね、社協に委託しております「生活支援体制整備事業」というのがあるんですが、生活支援体制整備事業の職員も2名配置されております。その中でですね、今日ご提案いただいたことは検討していきたいと考えております。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） はい。

まずは、離職防止のための教育への取組、資格取得への取組については、非常に成果が上がっているような、9名の、そもそも9名、ケアマネにチャレンジするということ自体が素晴らしいことだと思ってまして、やっぱりそれだけの門戸を広げて、そういう支援をしてこられた。またその中から3名の方が合格されたというのは、本当に本町にとっても宝のような話だと思います。これはぜひとも継続していただければというふうに思っております。

それと、訪問介護につきましては、いろいろな制限がある中で、やっぱり介護職でないといけない範囲、領域ってのは必ずありまして、それ以外の領域に、どれぐらい、ニーズがあるかということも、それはもう個々によって人それぞれ住環境によって違いはあると思います。そこを生活支援体制整備事業ということで立ち上げられているということですので、しっかりその中で情報を拾っていただいて、個々の状況に合わせたですね、サービスをぜひ検討いただければというふうに考えております。

それから、最後になりますが、農業基盤の維持について伺います。

食料農業農村基本法の改正が国会で可決成立しました。食料安全保障の確保を新たに加え、農作物や農業資材の安定的な輸入を図るものです。そのほかに、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術の活用による生産性の向上などが盛り込まれています。

また、山陰中央新報の島根県政の進路というのを今掲載されてる最中ですが、それに、先日、農林水産部長は、農地あたりの産出額を全国レベルまで引き上げることを目指し、さらに営農の広域化を推し進める考えを示されました。これらの施策で恩恵を享受できる場所は、しっかり研究をされて、十分に活用していただきたいと思います。

しかしながら、私は、大規模化や水田園芸だけに支援する現行の制度だけでは、中山間地域の将来にわたる農業の担い手を確保し、農業基盤を維持していくことはできないと考えています。

本町をはじめ、中山間地域では、先祖から引き継いだ圃場を兼業農家として維持、耕作してきました。背景には、米価の下落と機械化による労働負荷労働時間の削減があります。農機があれば、兼業で米をつくり、生活の足しになりますし、何より家族で収穫したてのおいしい米を食べ、就農の喜びを家族、親戚で共有できます。

それを断念し、離職していく農家のほとんどは、機械の寿命が来て更新せねばならなくなったときです。自腹で機械を更新し、農業を続けても見合う収益が見込めない上、高額な機械に投資する余裕がないことから、断腸の思いで断念されているのです。

これにより、都市部で働かれている子どもたちは、就農する喜びを共有できなくなるとともに、一方で圃場からも解放され、定年後のUターンも躊躇断念することにつながります。まさに負のスパイラルです。

将来にわたって農業基盤を維持していくために、兼業で就農を続けている農家に農機更新の不安を取り除き、安心して農業を続けられる支援が必要です。

具体的には、町が小型農機を購入し、大規模営農法人に管理を委託する。兼業農家は、大規模営農法人から小型農機を借り耕作をする。中山間地域では、たとえ大規模法人でも小型農機でないと耕作できない圃場を抱えています。管理することで小型農機を調達する負担が軽減されるメリットが大規模法人にもあります。生まれます。

こうすると、町内で農業を続けることへの不安が解消され、今までどおり就農する喜びを家族で共有でき、その中で、次の世代につながる人材が育ってくると思っています。

本町の農業を守っている底辺の農業世帯の数を維持していく努力が農業基盤の維持につながるものではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、議員からは、この農業基盤を維持していくためには、大規模化や水田園芸への転換だけでなく、兼業農家スタイルとちょっと言わせていただきますが、そうした兼業農家スタイルを維持していくことも必要で、維持していくために、機械の更新手段として町が小型機械を購入し、大規模営農法人に管理を委託するという提案をなさいました。

この中山間地域の農業を守るために、この兼業農家が存続できるよう考えられたアイデアだと、まさに思わせていただきました。

それで、現在、国は米価の低迷に対応するため、コスト削減として、もちろん農地の集積であって集約化、大型機械でのスマート農業による省力化、省人化を推進していますが、やはり農地に高低差があるような、こうした中山間地域においては、基盤整備を行ってもなかなか平場のようなですね、真四角で大きい農地を整備することは困難な状況であります。議員のおっしゃるとおり、大規模化によるコストダウンだけでは、この中山間地域の農業は守っていけないと思っております。

それで、兼業農家の個人で営農されている方は、そうした姿をお見かけしますが、連休に都会から子どもたちや孫がともに一緒に帰ってきて、にぎやかに田植をする農村ならではの朗らかな風景が見受けられます。

そうしたことも、そうしたものを残していくことも大切ですが、一方で高齢化に伴う、離農と家を継ぐ者がいなくなり、営農ができない農家が増えつつあります。そうした、少しずつですが、進んできております。

本町といたしましては、認定農業者への農地集積集約とともに、地域で農地を維持していくため、この集落営農法人化を推進してまいりました。地域で取り組まれますこの中山間地域直接支払い交付金につきましても、機械の共同化、またスマート農業の導入に対する加算措置もあります。草刈り用水路の掃除はもとより、機械の購入、共同利用など、この協定組織営農法人等で行っていただければと思っております。

それで、本年度の取組ですが、これも既に所信表明のところで申しましたが、本年度は地域農業、おおむね 10 年後の在り方についてその農業者の話し合いにより策定する「地域計画」を策定することとしております。地域の農地を誰が利用し、どのようにまとめていくのか、将来の農地利用を考えた「目標地図」を作成していきます。その話し合いの中で、例えば「自分の所有している農機具はあと何年で更新しないといけない。」「都会におる息子さんが退職して何年後に戻ってくる」などを基に、具体的な将来像をイメージし、地域のほうでの課題が共有化され、地域の農地を地域で守っていくための意識形成が図られるものと思っております。

そのため、飯南町担い手支援センターにおきまして、組織化、法人化支援を行っておりまして、今後も集落営農の組織化を推進し、また地域での話し合いをもとに、飯南、この町内で農業を続けることへの不安解消や、次世代につながる人材育成など、本町の農業振興に努めてまいります。

それで、余り十分な答弁になったかどうかわかりませんが、この小型機械の購入の貸出し、議員からアイデアとしてご提案いただきました。もちろんメリットもあると思います。課題もあると私も認識しておりまして、この農業機械というのがやはりその使用時期がですね、どうしても集中するということで、ある程度の台数が必要になってくる。それから、議員からは、大規模営農法人も小型農機もまあ条件の悪いところは使うから、そういう機械もあってもいいじゃないかということですが、やはり大規模営農法人はそれなりの規模のですね、機械を所有することになりますので、管理しておりますので少し中途半端なところもあるかなと思いました。

それから複数の貸出しによるこの保有の、保守の問題ですね、どうしても、責任がちょっと曖昧なところも出てきます。それから、財源の問題であつたり町内の農機具店への影響であつたり、そうしたことも考えながらですね、ちょっとどうするかということなんですが、今すぐに、こうした制度を導入することはちょっと難しいかなと考えております。

○8 番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員。

○8 番（安部 丘） はい。

ご答弁いただきました。今の私の提案はすぐに動くには難しいというのはごもっともだと思います。ただ、一つ考えていただかなければならないのは、今の政策は結局今いるここに見えている人で、この農地を進めていくにはどうするかということだけがテーブルにのっていて、先々の人材に、人材を育てるのにどうやって種をまくかということには一切言及ができていない現状がございます。

そういったところをどうやって吸収していくかというのが、今私が申し上げた考えの部分になりますので、小さい頃からやっぱり親しんでいくことが、農地を守っていくことに必ずつながっていくというふうに、私自身は個人の考えとして持っておりますので、その部分はまた先々の中で検討頂きたいと思います。

非常に気になったのが、地域計画を今策定中だということで、ご説明がございましたけども、その地域計画を策定するための展開についてはですね、十分な理解度が全地域に行き届いているかどうかというのは非常に疑問を持つところでございます。

ある、自治区なり自治会では、そういうことを議論が進んでいるところもあると思いますし、全くそういうものが下においてきていない自治会も、多々ございます。

その辺りについて、これから先町長が進められる、今年度中に整理をされようと思っていらっしゃるんだと思いますが、追加のいろいろ説明会なり、町からの指導なり、そういったものが必要ではないかと考えます。その辺りご答弁をいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。暫時休憩します。

午後 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 3 2 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど私の答弁、「地域計画」のことについて、再質問いただきました。

今後のスケジュール等ということですが、全体の説明はですね 3 月の中旬にしております。それで今後、いよいよこの 6 月からスタートしていきます。大きくは 4 地区、志々、頓原、来島、赤名ということで、6 月 7 月 8 月からですね、初回の話し合いを設けて、話し合いの期間を大体年内いっぱいと思っております。

それで、1 月に入りましてその話し合いの結果をもとに、地域計画案、そして目標地図を作成、それから 2 月に地域計画案、この目標地図を取りまとめまいります。

3 月に地域計画の認定公表ということで、ちょっと 1 月以降は少しタイトなスケジュールですが、なるべくこの話し合いをですね、スムーズな形でできるように、役場それか

らＪＡですね、県もですが入ってですね、話合いの中に入っていきますので、それから農業振興公社もです。農業に関するいろんな団体組織も加わっての話し合いになってきますが、先ほど言いましたようなスケジュールで今後進めていきたいと考えております。以上です。

○８番（安部 丘） 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（早樋 徹雄） ８番、安部丘議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

９番、平石玲児議員。

○９番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ９番、平石議員。

○９番（平石 玲児） はい。９番。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告書に従って、質問をいたします。

飯南町は、人口減少や、少子高齢化の影響特に強く受けており、労働力不足が深刻な課題となっています。

農業や林業などの基幹産業を維持するためには、担い手の確保が急務となっています。町長の行政報告では、農業振興のために、赤来担い手連絡協議会と頓原集落営農組織連絡協議会が合併し、担い手の育成支援を充実させ、町内の農業と農村の継続発展につながると期待される。と述べられました。

これらの取組は、地域の未来を切り開く、重要なステップだと感じています。飯南町では、この深刻な担い手不足に対応するため、飯南町地域づくり協同組合の設立や、地域おこし協力隊の制度、スマート農業の導入などが進められています。

しかし、これらの制度には、課題があり、それを解決するための対策が求められています。以下、それぞれの課題と、対策について、具体的にお伺いいたします。

まず、飯南町地域づくり協同組合を、課題についてです。

地域づくり協同組合は、中山間地域の労働力不足を解消するために、地域内外の多様な人材を組織的に受入れ、地域振興に寄与することを目的としています。組合は、自治体や地元企業などが共同で設立し、地域の特性やニーズに応じた事業を展開することとされています。

しかし、いくつかの問題が明らかになっています。飯南町の一部の営農組織も組合員となっていますが、水稻の米価低迷や肥料や農薬代の高騰により、農業経営は厳しくなっています。特に営農組織は資金が乏しく、組合に入りたくても、参加できないケースが見受けられます。

また、組合に入って、協同組合から労働力の派遣を受ける際、必要な日数の派遣が受

入れないこともあります。

さらに、農業作業は、繁忙期が集中するため、派遣する職員が足りず、逆に、冬季には人手が余ってしまう状況もあります。

行政側では、職員を増やすための財政状況も、厳しいのが現状だと思います。

組合員に対して、実施したアンケートでも、こうした意見や、課題が挙げられていると思います。これらの問題をどのように克服するのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

9 番議員から、「飯南町地域づくり協同組合」の課題についてご質問いただきました。本町ではですね、この令和 3 年 10 月に飯南町地域づくり協同組合が事業認定を受けまして、以降、労働者派遣事業を行われております。

この協同組合に加入している事業所数は、組合員ですが、設立当初の 15 団体から、現在 25 団体に増加しており、現在 11 名の派遣職員が勤務されております。

組合員の多くは営農法人等でありまして、農作業の繁忙期には担い手不足の解消につながっているとお聞きしております。

それで議員からは、この協同組合の課題について、具体的な例も挙げていただきました。今利用する際の費用についてですが、まず組合へ加入される際の出資金 5 万円であります。それから組合に加入した際の派遣職員の利用料、これは 1 時間当たり、単価が定まっております 1,200 円。これは税抜でございます。となっています。

この金額、決して安い金額ではないかもしれませんが、各事業者様がですね、単独で労働者の方を確保することの手間であったり困難さは解消されますし、県の最低賃金を下回らない料金、今、県の最低賃金 904 円ですが、そうした設定が必要であります。

もちろんそれを超えておりますが、組合を維持されていくことを考えますと、この料金設定を今以上に下げるのは難しいのではないかと感じております。

それで、繁忙期の派遣職員の人員不足であったり、冬季の派遣先の確保につきましては、協同組合からも課題となっていると聞いております。派遣職員の増員や、冬季の派遣が可能な事業所の組合への加入など、課題解決に向けて検討していく必要があると考えております。

それで財政といいますか、そうしたところですが、財政面ですが、この事業におきましては、そもそものスキームなんです、町は運営費の 2 分の 1 を補助しておりますが、財源は国の交付金や、特別交付税での補填もありまして、実質の町の手出しは、全体の運営費の 8 分の 1 ということになります。

それで、もちろん派遣職員の増員は町の負担増にもつながりますが、もちろん、外部から来ていただければこれは人口増にもつながります。現在、組合員のニーズに十分応

えられていない状況からも、もう少し増員は必要であると感じております。様々な業種の中で課題となっているこの担い手不足の解消につなげていきたいと考えております。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

協同組合も募集をかけていらっしゃいますけども、なかなか、人が集まらないという状況でいろんなやり方ですね、募集をしていけなくちゃいけないなというふうには、私も感じております。そういったところで町もしっかり支援をされてですね、担い手の確保というところで、労働力の確保といいますか、そういうところをしっかりとやっていただきたいなと思います。

次に、地域おこし協力隊の制度についてお伺いします。

この制度は、地方自治体が都市部などから人材を受入れ、地域の活性化を図る取組です。協力隊員は、地域に移住し、地域振興や農林業の支援、観光振興などの活動を行います。特定地域づくり協同組合の労働力の派遣とは、異なる側面もありますが、協力隊員が地域に定着し、将来的に農業を営むことで、地域の活性化や、労働力の確保につながると考えられます。

島根県の協力隊員の定着率は、全国的に見てもいいほうですが、飯南町の定着率はどうでしょうか。

ある任意団体で行われた意見交換会では、任期終了時に、去る人がいる理由として、協力隊員のスキルや経験が地域のニーズに合わず、十分に能力が発揮できないこと、それから、地域外からの協力隊員が地域社会に溶け込むのが難しいこと、協力隊員の活動を適切に評価し、必要なサポートを提供する体制が整っていないこと、などが挙げられました。協力隊員が農業などの活動を通じて、持続可能な地域の活性化に寄与できるようにするために、町として、このような課題に対してどのように対処するのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、地域おこし協力隊の制度そして課題についてのご質問いただきました。

私からもちっと制度のところを少し申し上げます。平成21年度からスタートしたこの制度であります。全国的に隊員数も増加してきておりまして、この任期終了後も約6割の方、これは全国の率ですが、引き続き同じ地域に定住し、約3割が自ら起業するなど、新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域で新しい仕事をつくり出しておられます。

一方、地域おこし協力隊を受け入れる自治体の増加とともに、やはり隊員の受入れや

サポート体制の構築が喫緊の課題となっていると聞いております。

本町における地域おこし協力隊の定着率、先ほど、どうでしょうかということでしたが、58.3%であります。全国平均をやや下回っておりますが、任期終了後、本町を離れた方の中には、議員からご指摘のあったような理由によるケースももちろんあったかもしれません。

そして、地域おこし協力隊員はですね、大きな決断をしてこの地域に移住し、そして慣れない生活の中、地域協力活動に従事いただくことになりますので、やはり隊員を受け入れる自治体としては、隊員を業務面だけでなく、きちんとその生活面も含めてサポートする必要があります。

今、本町では、担当課でそれぞれ配置しておりますが、業務面は担当課でサポートし、生活面の相談支援全般ですが、協力隊の制度を所管しておりますまちづくり推進課で行うこととしておりますが、協力隊員が安心できる体制としては、不十分な面もあるかと思えます。

それで、このことから町内に在住の協力隊、定着しておられるOB・OGの協力をいただくなど、支援体制を充実させることも必要ではないかと考えております。近隣市町の状況もふまえながら、この地域おこし協力隊が退任後も安心して生活していただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

そして、質問の中にですね、農業の担い手としての労働力につながるのではないかとということで、お考えを聞かせていただきました。このことにつきましては、これまでもそうなのですが、協力隊を募集する段階で、やはりその受入れ先と協力隊希望者とのマッチング、これが大切ではないかと考えます。面接もしっかりと行うんですが、そうした面接の際に、入念に情報交換を行い、そして受け入れる側としては希望する人材であるのか、協力隊希望者としては自分が思っている事業内容や協力隊退任後のイメージが合っているかなど、やはり双方がしっかりと検討して決断する必要があるかなと思っております。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

お答えいただきました。島根県の協力隊員の定着率ですね。平成31年から、令和4年3月31日までで、74.7%。それから、令和4年度、任期終了隊員数が9,656名います。これは全国ですね。令和3年度からいえば1,574名増えておりまして、先ほど60%ぐらいとおっしゃいましたが、地域に定着して定住をしているというところですよ。

農業ですね。就農就林といいますか、こういった方面で定着というか割合は1割しかいません。なんでですねやっぱり募集をかけるときもですね、町としてはやっぱり今の農業人口というか、それに、方面が少ないわけですから、やはりそういったところ、もうちょっと考えられてですね、受け入れる側の団体もですね、当然探さなくちゃいけない

いんですけども、協力隊員のお話を聞きますとですね、なかなかそういった、本当は農業をやりたいんだけども、そういう、サポートしてくれるところがないんだよとか、そういった声も伺いました。あと、適切に評価されないというところではですね、来たけど投げっ放しというか、もうほったらかし。あんた勝手にやってくれよと、何の仕事も与えられないし、それは農業だけじゃないですよ、ほかの面ですね。という声も聞かれました。なんですね、やっぱりそういう町としてしっかりその体制ですね。もう1回ちょっと考えられて、職員の中には本当に親身で、話を聞いてくださる方もいらっしゃるし、もう全くその制度自体を理解されてない職員さんもおられるというような話もお伺いしました。

そういったところでもう1回ですね、しっかり協力隊の隊員さんですね、しっかり対応されて、本当に何が求められているのかというところです。ネットワークとかあるんでやってはいらっしゃると思うんですけど、本当に腹を割ってといいますか、話を聞いてあげてほしいなと思います。そうすることによって農業に関するところ、全国的にちょっとなかなか募集っていうところ難しいっていうことは聞いております。そういった農業に関することですね、振り向けてほしいなというふうに思います。

そしたら次にですね、担い手不足に解決する策の一つとして、スマート農業導入があります。スマート農業は、道路やセンサー技術、ロボット農機具などの先進技術を活用して、農業を効率化し、労働力不足を補うものです。

しかし、これらの先進技術を扱うためには、専門的な知識と技能が必要であり、これを担う人材の確保が新たな課題となっています。

町では以前、先進の器具の購入に対して、補助金を出していましたが、機械が高価であるがため、実際にはほとんど利用されませんでした。このような経済的な負担を軽減し、スマート農業の導入を推進するためには、どのような対策が考えられるのか、お伺いします。

次に、人材確保する手段として、国際的な支援を活用した、外国人技能実習生の受入れについてお伺いします。

既に、飯南町の法人でも、農業部門で、外国人技能実習生を受入れているところもあります。外国人技能実習生の受入れを積極的に推進することで、労働力の確保が図れると考えます。

しかし、外国人労働者が地域になじむためには、生活支援が欠かせません。具体的には、住宅の提供や日本語教育、生活支援のサポートなどが必要です。また、文化交流を通じて地域住民との相互理解を深めることも重要です。これらのサポートを通じて、外国人労働者が、安心して働ける環境を整えることが求められています。このような点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、スマート農業について、こちら機械を扱う人材の確保、そして、機械購入補助制度の課題等についてご質問いただきました。それから続けて外国人の技能実習生の受入れ等についても、一緒にご質問いただきましたので順次お答えいたします。

ちょっと答弁の順が逆になりますが、この補助制度について少し機械の購入する際の、答弁いたします。

町の補助事業につきましては、国・県が実施するスマート農業に関する事業の交付決定を受けたものに対する上乗せ補助ということとしています。

それで、今、町の事業が実際行われていない理由といたしましては、県の補助採択のポイントがありまして、これが水田園芸の6品目、県が指定しております。そうした6品目用の機械導入であったり、経営面積の拡大、コスト削減、中山間地域ではなかなかそのポイントが取りづらいものが含まれておりまして、採択されないものとなっております。そうしたことに對して、中山間地域でも使い勝手の良い補助事業となるよう、県に對して要望を行うよう考えております。

その上で、人材の確保ということであります。この先進のですね、機械を使う人材の確保につきましては、スマート農業機械の特性上、I C T、情報通信技術を活用する場面が多く、特に、高齢者の方にとっては 難しいと思われることが多いと思います。

現在、町内でもJ Aと農事組合法人、ゴールドファームさんですが、共同で衛星画像、これですが使ったシステムを使ってですね、生育状況を確認しながら、追肥の判断であったり追肥の量をですね、調整実施ということで、また、A I が病虫害の発生リスクを予想して、予防に適した時期に薬剤散布を行うなど、試験的な実証が行われております。J Aがその機材やデータ解析などの指導を行っておられますので、今後、検証しながら町内でも広げていけばと思っております。

それで、先ほど行政報告のところで、先ほどと言いますか、今回の行政報告の中で述べました、来月下旬にはですね「飯南町担い手協議会」が設立する予定となっております。その中でもですね、スマート農業に関する勉強会、そしてI C Tが活用できる人材育成やI C Tの活用による法人間の作業連携、また、スマート農業の共同利用による経費の削減等に取り組んでいけるよう、町といたしましても支援していきたいと考えています。

最後に人材確保の手段としてこの外国人技能実習生の受入れの推進についてご質問であります。

飯南町にはですね、6月1日現在で、技能実習制度で27名、そして特定技能制度で11名の外国人の方が在留資格をお持ちであります。この文化や習慣が異なる日本での生活においてはですね、勤務時間以外や、休日を含めた普段の生活においても、雇用主の細やかな支援・援助が不可欠であります。現在、町ではですね、外国人雇用をするための

必要な人材紹介手数料や、渡航費用を助成する制度がありますが、「飯南町中小企業等人材確保対策事業補助制度」。これは外国人に限った制度でないんですが、外国人も使えます。

また、ちょっと業種は農業とは違いますが、介護福祉士を目指す外国人学生の修学と就労を円滑に進めるためには、この外国人を雇用しようとするその福祉団体へ助成を行う「飯南町外国人介護福祉人材確保対策事業」を創設しておりまして、こうした外国人の人材確保をしようとする雇用主を支援しております。

それで、具体的な例をちょっと挙げさせてもらいますと、昨年末に、来島交流センターにおきまして、福祉団体が主催の特定技能実習生 7 名を含む交流会に、私もはじめ、担当課の職員も参加いたしまして、これ昼食を一緒にとりながら、グループトークをいたしまして、今頑張っていることや、生活上の困り事を共有し、また、町からもですね、町の情報提供を行い、交流を深めました。私のグループでも、外国人の方 3 名おられましたが、本当に飯南町での生活を楽しんでおられて、年齢も 20 代前半、それから 30 代半ばの方もいらっしゃいましたが、本当に特に大きな不満とかなくですね、生活もしておられると聞いております。

それで、今後におきましても、人材不足を補うこの外国人人材の確保は、より一層重要となってまいります。こういった職域や地域での交流を活発化させていく必要があると考えております。

それで、理想はですね、やはり民間でサポート組織そうしたのが立ち上がれば一番いいかと思っておりますが、まだそこまではできておりませんので、今後、外国人労働者がやはり増えてくると思います。そうしたこともですね、必要になってくるかと思っていますところでございます。以上です。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

答弁いただきましてありがとうございます。

スマート農業でいいますと、去年は町としても、国、県の上乗せ分として、予算的には 170 万余りですか、上がっておりました。今年はそれがないと。

去年利用されなかったということではなくなったと思うんですけども、独自でもやっぱり何らかの支援策があるんじゃないかなと、補助金ですね、考えますのでそこら辺またちょっと考えていただきたいなと。

それから、外国人労働者の件に関しましては、いろいろと対応していただいて、安心して、この地域で住んでいただいているということなので、今後ともですね、同じようにサポートですね、していただきたいなと思います。

最後に、前回、3 月の一般質問でお伺いした、自衛隊防衛協力会の設立について、現在の進捗状況をお聞かせください。

長崎県大村市では、今年3月に、新編部隊が編成され、約700人が異動してきました。家族も含めると、大きな人口増加となり、市民生活の安定化や市の活性化につながったと考えられます。

この新編部隊の誘致にあたって、市長と自衛隊防衛協力会のメンバーが20回以上も陳情に上京したとのことでした。

飯南町でも、何らかの取組が可能か、また、現在の状況について、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、議員からは、防衛協力会の設立の進捗状況についてご質問いただきました。この防衛協力会につきましては、3月の議会でもご質問がありまして、その際、雲南市内での防衛協力会の設立について動きがあり、昨年11月には民間有志の皆様により組織立ち上げのための勉強会が開催されたと伺っているとの答弁をしたところであります。

その後の状況ですが、先月28日に、この雲南圏域3首長に対して、発起人の方から、発起人会7名、名を連ねておられました。発起人会によりまして、8月下旬頃、本当はもっと早い時期を考えられておったようですが、いろいろ日程調整の中で、今現在はそういった日程ということですが、この雲南地区防衛協力会設立に向けて、準備を進めているとの説明がありました。

この発起人の中に飯南町の方おられませんでした。この設立に賛同されまして、協力会の会員として名を連ねていらっしゃる方が多数おられると伺っております。

そして、議員からは長崎県大村市についての取組を例に、飯南町でも何らかの取組ができないかのことですが、自衛隊と地域との交流のパイプ役としての役割を果たすのが防衛協力会であり、既に協力会が設置されています。

県内で今5か所あると聞いておりますが、この自治体との取組状況も参考にしながら、本町において、協力できる部分について取り組んでいきたいと思っております。

大村市へ私も先般、就任して、大村市とは友好交流都市協定を結んでおりますが、コロナ禍でなかなか訪問もできておりませんでした。任期中に1回はですね、ちょっと、市長のどこへ表敬に行くということで、今回菖蒲祭りの際にですね、お邪魔したとこでございますが、その際、この部隊の700人ということでしたが、ナンバーツーの方ですかね、お会いすることもありました。市の方からは、700人の部隊が入ってきて、人口、大村市は長崎で唯一人口が増えている自治体であります。もう少し増えるかどうか思っておられたのですが、やはり単身で来られる方も多いということで、そこまで人口、思っていた以上に増えてはないそうですが、もちろんこういった方が、部隊としてこの大村市に滞在されますので、いろんな経済効果もありますし、そうした市長、そして協力会の熱心な動きがあつてこうしたことが達成できております。本町につきましても、先

ほど言いました、自治体の取組も参考にしながら、できることを取り組んでまいりたい
と思っております。

○9 番（平石 玲児） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。15 分休憩をいたします。再開は 14 時
25 分といたします。

午後 2 時 1 0 分休憩

.....

午後 2 時 2 3 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

子どもたちが戻ってきたい、住み続けたいと思える町を目指します。戸谷ひとみです。

昨年 3 月に地域おこし協力隊について質問した際、「改めて本町における地域おこし協
力隊の在り方について、これまでの取組等を検証し、今後の取組をしっかりと考えてい
く時期にあると考えている。」という答弁がありました。

複雑化している地域おこし協力隊制度を、異動のある役場職員だけで対応するのは大
変な負担だと思いますし、思わぬトラブルを招く心配もあります。協力隊の方により良
い活動を行ってもらい、定着率を上げるためにも、隊員向けの研修や担当職員への研修
やアドバイス、受入地域や団体向けの研修、隊員と担当職員の面談のオブザーバーなど
のサポートを外部に依頼する必要性がさらに高まっているように思いますがいかがです
か。

また、協力隊には報酬の他に活動費がありますが、どのような使い方をしていますか。
受入れ地域や団体を元気にする取組みに、自由な発想と行動力でチャレンジしてもらっ
という本来の目的に沿った活動費の使い方と予算の取り方になっていますか。

地域おこし協力隊の今後の在り方について、専門的な知識と経験を持つ外部アドバイ
ザーを活用すること、活動費に関する考え方について町長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

10 番議員から、最初に、地域おこし協力隊について、この外部アドバイザーそしてその活動費等についてのご質問いただきました。

最初に、地域おこし協力隊の専門的な知識と経験を持つ外部アドバイザーの活用についてですが、島根県内では、平成 31 年 4 月に一般社団法人島根協力隊ネットワークが設立されておりまして、県内で活躍する地域おこし協力隊やその卒業生をつなぎ、サポートする団体として活躍されており、本町で活動する協力隊も、同団体と交流されているとお聞きしております。

今日午前中の一般質問が終わりまして、私も下に階段を降りていきましたら、会議室からです。ちょうど島根協力隊ネットワークの皆さんが、本日、本町に来庁しておられまして、まちづくり推進課の担当職員との協議等あったようです。代表の三瓶代表も来ておられましたし、県の職員の方、それから本町のOGの方ですね、も、メンバーですので入っておられますが、本当に偶然そういった方と先ほど会う機会がありましてちょっとびっくりしました。

先ほど、9 番議員への回答の中では、本町に在住の協力隊OB・OGの支援について触れさせていただきました。議員から提案いただきましたこの外部アドバイザーの活用についても、協力隊が活動しやすい環境づくりを進める上で、有効な取組であると思いますので、本町ではどのような形が望ましいかなど、整理しながら進めてまいりたいと思います。

次に協力隊の活動費に関してのご質問で、考え方について問われました。

本町で活動する地域おこし協力隊は、現時点では全ての方が地方公務員法に基づく会計年度任用職員として採用しておりまして、その身分に基づき各課に配属または外部団体に派遣する形で勤務いただいております。

このことから、報酬は町が直接支払っており、活動費につきましては、予算の範囲内で町から支出しております。

その活動費の額につきましては、これ協力隊の業務によりまして若干の差がありますが、消耗品や備品購入費を必要と思われるこの範囲内で予算計上しておりまして、例えば、ある何か開発するために備品が必要、高額な備品等が必要な場合はですね、事前に相談を受けてですね対応することもあります。

その他隊員によっては、公用車のリース代であったり、住宅の補助についてもこの活動費の中に含まれております。

基本的にその報酬以外の活動費につきましては、総務省が定めております「地域おこし協力隊推進要綱」がありまして、そちらに準じて支給しておりますので、独自のルールや考え方はありませんが、会計年度任用職員という身分である以上、「自由に使える活動費」という考え方から見ますと、制限されているように感じられるかもしれません。

以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

活動費についてご説明いただきました。外部アドバイザーについては、前向きに検討されるということでうれしく思います。活動費についてですが、全ての方ではないかもしれませんが、一部ちょっとヒアリングをしたところ、先に予算の内訳、消耗品とか出張旅費、備品購入費などの項目と、それに使える予算が細かく設定されているというふうにお聞きしました。目的や趣旨に合うことは大前提ですけど、どんなことをするのかというのをまず最初に考えて、それをするためにはどんな経費がどれだけかかるのかを積み上げていくというのが、一般的なのかなというふうに思いますので、協力隊の活動費に関しても同じように考えていただきたいと思います。この件に関して、町長ご答弁をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、その活動費についての予算計上について、実態の活動に伴うこの積み上げになっていないではないかというご質問であります。

もちろん経費が、全体で、総務省の制度の中でその上限が定めておりますので、その中での計上になりますが、その内訳につきましては、もちろん隊員であったりその受入れ団体と、もちろん話し合いをしながらの予算計上と私は認識しておりましたが、そうしたところが十分に協議とか事前の相談がされないまま予算が上がっているということであれば、それは改めなくてはならないと思いますし、年度当初にですね、そうしたことをきちんとしておく必要があるなと思わせていただきました。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

協力隊の方の意見も聞きながら改善を進めていってほしいと思います。

次の質問に移ります。今まで質問してきた高校生がいるご家庭への支援について再度お尋ねします。

まず、ご紹介したいのが、2019 年から 2021 年度、邑南町・島根県中山間地域研究センター共同研究『今後の子育て・子育てに必要な条件整備と効果的な推進体制についての研究』という報告書です。そこには、次のように書かれています。

【子どもの可能性を育むために必要な条件は、必ずしも町内で用意される教育環境に納まるものではないという認識に立ち、町外で学びたい町内の子どもに対しても、通学

費の負担軽減などを担保することが重要である。

そして、このような、町としての子どもの学びを総合的に支援する姿勢が、邑南町のまちづくりに貢献しようとする人材育成につながり、町外からの子育て世帯の移住にもつながると考える。】

私もこの考えに共感しています。

県立飯南高校には、寮費助成・業務支援員報酬・部活動助成等に使われる教育活動後援会助成金として約 1,800 万円の補助金を出しています。また、スクールバスの運行や助成・生徒募集活動等にも約 1,800 万円の予算が計上されています。その他関係経費を含めると、年間 4,000 万円以上の町のお金を使っています。

以前いただいたご答弁では、「町外全ての高校の進学について、一律に、飯南高校と同様の支援をすることは難しいと考えている」とのことでした。「一律」というのを金額の意味で使っているなら、私もそれは難しいと思うのですが、間接的な部分もありますが、飯南高校生にはこれだけの金銭的支援を行い、それ以外の学校を選択したご家庭にはないというのは、やはり、不公平だと言わざるを得ません。

飯南高校を選んだ子も、それ以外の高校を選んだ子も、ふるさとは飯南町です。自らが選んだ場所で成長し社会に出て活躍するように、そして、地域に貢献できる人材の育成をするために、住民票が本町にあるならば、どちらにも支援をする必要があると思いますがいかがですか。邑南町・島根県中山間地域研究センターの共同研究の報告書の感想と併せてご答弁ください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、高校生以上に対する子育て支援についてご質問いただきました。

最後のところでといいますか最初に紹介もありましたが、議員から紹介のありましたこの邑南町と島根県中山間地域研究センターとの共同研究の報告書、私もここに持ってきておりますが、議員が最初に紹介されたところは、中ほどのところにそうした記載がされております。

それで、これについての感じたことから述べさせていただきます。この邑南町で実施された共同研究は、子育てを取り巻く環境など、多岐にわたる項目、調査分析されておりまして、興味深く読ませていただきました。

中でも、子育てについて、保護者の就労場所や通勤時間が影響を与えていることについては、本町の子育て支援においても、参考になる報告であったなと感じております。

次に議員から町外で学びたい町内の子どもたちへの支援について、議員からは飯南高校の支援と比較して不公平であるというご意見をいただきました。

しかしながら飯南高校への支援は、生徒個人に対する支援という観点ではなく、町内

に高校が存続することで、子育て世代の定住につながり、本町の活性化を図るという観点からの支援でありまして、町全体のまちづくりの重要な施策であると考えております。

昨年度も同様の質問をいただいております、重ねてになりますが、この地元にある飯南高校、保小中高一貫教育を通して、小中学校の児童生徒に与える影響を大きくですね、波及効果もございます。高校生の活躍が地域住民の活力にもつながる点や、若者の定住対策としても重要な役割を果たしています。

したがいまして、町外の高校への進学に対する金銭的な支援はございませんが、やはりその気持ちはですね、飯南高校生と同様に応援する気持ちに変わりありません。外に出られる高校生もこのふるさと飯南町ということで思っていただくような、私はそういう気持ちでももちろんあります。

同様の支援ということになりますと、住民票のある子どもさんにつきまして、町外の高校に出られても住民票はこっちに残しておられる方も多いと思いますが、高校生の段階では。医療費の全額助成等は実施しておりますし、また奨学金制度も活用もいただいております状況にもあります。

今後は、一旦町外に出ても、将来、本町に戻ってきて活躍してくれる人に対する支援について検討し、この飯南町の子育て支援の充実を図っていききたいと考えております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

ご答弁をいただきました。町長はまだ、飯南高校以外の学校を選択したご家庭の支援は必要ないというお考えであることがわかりました。引き続き私は住民のニーズを聞いていきたいと思っております。

昨年6月に行った一般質問では、近年、掛合分校に通学している生徒が増えている状況から、家庭の状況にかかわらず、誰でも掛合分校を選択できるように、また送迎に対するご家庭の負担軽減の観点から、本町から通学できる体制を整える必要があるという意見に対して、様々な利用者の方からのご意見を踏まえて、よりよい公共交通になるよう改善に努めたいとご答弁をいただきました。

そして、昨年9月に、飯南高校への通学に関する不便さについての質問をしました。このときには、志々地区からの通学体制の見直しについて取上げたのですが、答弁を聞くと、スクールバスや町営バスの運行体制に課題があるのは、志々地区に限ったことではなく、全地域の課題であることがわかりました。

町長は、様々な観点から検証して、可能な限り運行ダイヤの改善に努めていきたいとご答弁されました。この2点について、その後の進捗状況をお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、これも高校生以上の子育て支援に関しての公共交通のダイヤ改善の進捗状況ということで、これまで答弁してきたことがどうなったかということであります。

まず三刀屋高校の掛合分校への通学支援について検討した結果ですが、現在運行しております町営バス、赤名吉田線は、高速バスへの乗り継ぎを優先する必要があることからですね、学校の時間割に合わせての運行、やはり困難であると判断いたしまして、ダイヤ改正には至っておりません。

続いて、「町全域での運行ダイヤの改善」ですが、これは質問の際はその志々地区のこの通学のことで例を出されました。

で、昨年、これ全体ということで検討した結果、飯南高校生の通学に関してはですね、本年4月1日に、通学の利便性向上のため「谷赤名頓原線」の朝の便を増便いたしました。始業時間に余裕を持って登校できるダイヤ改正を行っております。

また、これも既にお答えしておりますが、通学支援等ではありませんが、赤名エリアのデマンドバスの運行区域見直し、こうしたことで来島診療所まで行けるよう改正しております。

バスを利用される方のニーズは、高校への通学だけでなく、病院への通院も様々であります。今後も要望を伺いながら、運行に係る経費や運行の対応をいただく事業者の体制も考慮しつつ、可能な範囲で運行ダイヤの改善に努めていきたいと考えております。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷 ひとみ） はい。

子どもの送迎に合わせるために、町外の仕事に変えたり、正社員からパートに変えたという話も聞きます。町内の労働者確保の点にも関係します。雇用形態が変わり給料が少なくなるというのは、切実な問題だと思います。引き続き検討してほしいと思います。

次に、子育て中に利用できる支援制度は、子どもの年代によって異なります。飯南町の子育て支援の内容を見ると、出産したときや、出産から短期間の支援は充実していますが、社会人になるまでの子育て期間全体からすると、偏りがあるように思います。子育てで金銭的負担が大きくなる高校や大学時代への支援もあれば、安心して子どもを産み育てたいと思え、少子化対策や定住促進につながるのではないかという考えのもと、昨年6月に質問をしました。

その際、美郷町のように、大学などへ進学を希望する人に、返還不要の応援金を用意したり、松江市が行っているふるさと奨学金制度のように、高校や大学などを卒業後、松江市内に居住する意思を持つ人に定額を給付し、本当に松江市に居住し続けている場合には、返還金の半額免除があるような制度に取り組みませんかと提案しました。

答弁では、現在、医療、福祉、保育の人材確保のために、給付金の支援をしているとのことでしたが、どの業種でも人材が不足している状況から考えても、制度の見直しが早急に必要だと思います。

高校生以上の子育て支援制度について、再度町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、高校生以上の子育て支援制度、再度ご質問いただきました。美郷の事例、そして松江市の事例も紹介されてのご質問であります。

本町では、これまでちょっと高校生以上ということでしたが、全般の話も少しさせていただきますたいんですが、「子育てしやすい環境づくり」として、いち早く「出産祝い金」であったり、「保育料の無償化」に取り組み、また、令和3年10月からは、これも、県内でも早く「高校までの医療費無償化」に取り組み、子育て世代の経済的な負担軽減のための施策を推進してきました。

そして、保小中高一貫教育により、保育所から飯南高校まで、きめ細かで系統的な指導体制をつくり、さっきも申しました「ふるさと飯南町を誇りに思い、そして社会で役立つ力を身につける」という理念で人材育成を進めております。

これも議員からありました医療、福祉、保育など、確保が困難な本町の職場に就職したいと考えている若者には、給付型の奨学金を給付しておりますし、大学や専門学校に進学する生徒には、これも町独自の奨学金貸付制度、これは保護者や学生の経済的支援を行っております。

このように、これまでも幼少期からの様々な子育て支援対策を行ってきましたし、保護者が町内在住で、その子が高校や大学等へ進学する際の奨学金、先ほど言いましたが、要はこれらの施策によりまして、この町で安心して子育てと教育ができる環境をつくることを目的としております。

その上で、議員は子育てで金銭的な負担が特に少し上がっていく、大きくなる高校、大学時代への支援ということでお考えがあって今回の質問だと思いますが、やはりこれまでの様々なこの飯南町が取り組んできた施策の背景には、本町に欠かせない飯南高校の存続という課題や、「飯南町のために貢献したい」という強い意志を持った人材を応援したいという想いがあって、高校魅力化事業などに多額の町費を投じていることについては、ご理解いただいていると思います。

これまでもその職業を限定せずに、給付型の奨学金を創設すべきであるというご意見もあり、検討してきましたが、業種や職種の限定が難しいことなどから、現在まだ実現していません。

しかし、歯止めのかからない人口減少や少子化への対策としては、やはりこの町で生

まれ、育ち、学び、そしてふるさとに貢献したいという想いを持って飯南町に帰ってきた若者については、積極的な支援が必要であると感じておりまして、現在、策定中の第3次の飯南町総合振興計画の施策の中に、必要な支援策を盛り込んでいきたいと考えております。

今、その具体的なその支援策についてはここでは申し上げられませんが、そうしたことをですね、この3次の中には盛り込んでいかないと、やはり今の人口減少、そして少子化に十分対応できないと考えております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

ご答弁いただきました。この件に関して、しっかり検討されていることがわかりまして私もすごく未来が明るくなったように思います。

次の質問に移ります。昨年度行われた放課後子ども教室、保護者アンケートの自由記述欄には、25 件の意見があり、障がいのある子どもの預け場所がなくて困っているとか、発達障がいと診断されている児童が増えているので、放課後等デイサービスの設置の検討が必要ではないか、という意見もありました。

特別支援学級や、通級指導を利用する児童生徒数は、全国的に増加しております。飯南町では、学校生活においては、サポート体制を整えているように思いますが、学校が終わった放課後や、長期休暇中はどうかと聞かれれば、体制が整っているとは言えない状況にあると思います。

令和3年9月に頂いた答弁によると、放課後等デイサービス事業所を運営するには、利用する児童生徒の定員が10名ほどは必要とされており、専門的な資格を持つ職員が必要なため、町内の事業所で単独で設置することが困難な状況であるということでした。

令和6年4月現在、町全体では、特別支援学級を21人、通級指導を13人が利用していますが、小学校が4つ、中学校が2つに分かれているため、それぞれの校区に放課後等デイサービスを設置することは不可能だと思います。町内に1か所設置したとしても、そこまでの移動手段のことなどを考えると、現実的ではありません。

また、放課後等デイサービスではなく、支援の必要な児童生徒と、上手に関わるスタッフを放課後子ども教室や長期休暇中の飯南町児童クラブに配置する方法も考えられますが、慢性的なスタッフ不足や資格までは求めなくても、専門的な知識や経験を持つスタッフが、各校区に必要ということを考えれば、これもまた困難を極めると思います。

しかし、困難だからといって、今の状況のままでいいとも考えていません。今年の2月に答申された飯南町教育環境基本方針では、個々に応じた切れ目のない支援として、特別な支援を要する児童生徒の相談指導体制が整えられていますと書かれていますが、基本計画を作成する際には、この部分をさらに深掘りする必要があるように思います。誰一人、取り残さないことが大切です。

支援の必要な児童生徒の放課後や長期休暇中の居場所について、どのように考えていらっしゃるでしょうか。町長と教育長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

特別な支援が必要な子の居場所ということでご質問いただきました。

はじめに、私のほうから、放課後子ども教室などの現状や対応などについてお答えをさせていただきます。

放課後子ども教室や長期休業中の児童クラブにつきましては、慢性的な人材不足の課題もありまして、支援の必要な子どもに対応できるスタッフを今追加で配置することについては厳しい状況です。

現在、放課後子ども教室を利用している児童は、頓原会場が42名、志々会場が16名、赤名会場32名、来島会場34名、合計で124名が登録をしており、そのうち、特別支援学級に在籍している小学校の児童は8名となっております。

こうした状況ですので、放課後子ども教室の指導員さんから、近年、特別な支援が必要な児童が増えており、様々な個別の対応についての相談を受けている状況です。

教育委員会としまして、必要に応じて、町が配置しているスクールソーシャルワーカーを現場に派遣し、支援の必要な児童に関する情報共有も行っております。

そして昨年度からは、島根県放課後児童支援スーパーバイザー、これは県の職員でございますけれども、これに本町に来ていただきまして、子ども教室の現場の状況を確認していただきながら、指導員に対する研修や意見交換を実施しています。

またあわせて、施設の環境の整備、その改善、そうしたことや、指導員の指導力の向上に努めておりますし、大変助かっております。

また、今すぐというのは難しいですが、スクールサポーターなど、日頃から児童との関係性ができている人材、そうした方々がそれぞれの現場で対応することができないだろうかといったことも、この課題解決のための一つの対策だと思っております、今後その可能性について探っていきたいと思っております。

このように、なかなか即効性のある対策がないというのが実情でございますけれども、今後、教育環境基本計画を策定する上で、重要な課題であると認識をしております、中長期的に取り組んでいきたいと考えております。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど放課後子ども教室などの現状につきましては、教育長が答弁したとおりであります。

それで、議員からこの特別な支援が必要な児童生徒の放課後や休暇中の居場所についてどう考えるかとのことでございます。

以前、一般質問の答弁でもしておりますが、本町では、放課後等デイサービスを提供する事業所の単独設置を困難と判断しておりまして、この雲南圏域において、社会福祉法人の雲南広域福祉会へ委託しております、この児童発達支援事業所さくら教室で対応しています。

それで本町の実態を考えた場合、まずは引き続きその放課後子ども教室や、長期休業中の指導員の総数を増やす努力を続けること、そして、研修を重ねて指導員の資質を高めることにより、そうした特別な支援が必要なお子さんを受け入れる、そうした体制を充実していく努力をしていきたいと考えております。

私も、この増加傾向にあります支援を要する児童生徒への対応については、本町にとって重要な行政課題であると認識しており、飯南町として、できる支援について引き続き教育委員会や学校現場と連携して進めてまいります。

先ほど教育長のほうから具体的にスクールサポーターがですね、引き続き、放課後子ども教室への支援というような、そうした流れの話もさせていただきましたが、これも、今後できるかどうかも含めて、町としてですね、そういうことも考えられるということで、積極的にそうしたことができるか探ってまいりたいと、私のほうも考えております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

ご答弁をいただきました。現在の町長と教育長の考えがわかりまして、安心した面もあります。この課題解決に向けて、今後も私も考えていきたいと思います。

次に移ります。

令和4年6月、大切な子どもたちに、炊きたてほかほかの飯南米を食べてほしいという思いから、保育所の給食をご飯などの主食のある完全給食にすることを提案しました。小さい頃からおいしい飯南米に親しみ、生産する農家さんや米づくりを身近に感じる取組もすることで、食育、農育にもつながるとも考えています。

町長からは、近隣市町では、保護者の負担軽減の観点から、完全給食で保育料の無償化を実施しているところもあり、今後、保護者の方へご意見を伺いながら検討していきたいとの答弁がありました。

しかし、保育所に通うお子さんのいる方に聞いてみると、完全給食について問われるようなアンケートをされた覚えはないとのことでした。

もし、まだアンケートを実施していないということであれば、ウェブアンケートをおすすめします。先ほど取上げました放課後子ども教室保護者アンケートは、ウェブアンケートで行われましたが、対象の世帯数は86だったのに対し、67名から回答があり、そ

の回答率は78%と高いものでした。誰が回答したかがわからず、手軽な方法をとったため、このような結果になったのではないかと推察されます。

住民の声を市政に十分反映させるためにも、世代に合わせた便利な方法をいろいろな部署で積極的に使っていく必要を感じています。

保育所の完全給食に関する進捗状況と、ウェブアンケート利用に対するお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、保育所の完全給食に対するこの進捗状況、そして、ウェブアンケートの利用に対する対してのご質問いただきました。

まず、この保育所での給食ですが、3歳以上のお子さん、未満児は全部提供しております。3歳以上のお子さんには主食である「ごはん」を持参いただく取り組みを継続しています。

また、例年実施しておりますアンケート、保育所の保護者へのアンケートですが、これ紙ベースで行っておりますが、そのときは、令和5年度回収率は74%でありました。

保護者の方から完全給食に関する、そうした問いはなかったということでしたが、それはそのとおりであるんですが、給食に関しては、「お子さんは給食を楽しみにしていますか。」という問いに対しては、令和5年回答者全員から「そう思う。」「どちらかという」とそう思う。」という回答をいただいています。

町として、この主食であるその「ごはん」を持参する取り組みは、わが子の食べる量を保護者の方に関心を持っていただきたいこと。また、家庭における親子のふれあい、子どもがごはんを今日もおいしかった、きれいに食べたという報告、そして保護者がそれを褒める。また、持参する弁当箱は、年長ぐらいになると、弁当バックを包むといいますがそういったこともするようです。そうした自分で準備をする自立促進などにつながると考えておりまして、継続してきているところであります。

これもちょっとある、これテレビに出演されております腸活の先生で、きりむらさんという方がおられますが、ほんまでっかTVとか出演されてる方ですが、ご飯に関してですね、ほかほかのあったかいご飯、これはもちろんおいしくていいんですが、それはでん粉だということです。冷えたご飯についてはですね、やはり食物繊維にかわって非常に腸にいいということで、かむことであったりその体にはいいということであります。

もちろん朝炊きたてのご飯もお昼に食べる時は冷えておりますが、そういうことも一理あるかなと私もそのお話を聞いて思ったとこでございます。これ直接ご本人からお聞きいたしました。

それから、ウェブアンケートの実施につきましては、最近では保健福祉課関連でも行

った例もありますが、これは今後も、アンケートの対象となる方の状況、若い方であったりその高齢者であったり、効果的に実施できるようこれは対応してまいりたいと考えております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

私も数名の保護者の方に、完全給食に対する考えを聞いてみたところ、ぜひそうしてほしいという声だけではなく、食べる量に合わせて用意できるから、今のままでいいとか、ご飯を持っていくのが当たり前だと思っていたから、完全給食になったらいいなと考えたことがなかったというような声もありました。もしかしたら、お米の品種や栽培方法、精米方法などにこだわりがあり、お家からご飯を持って行きたい方もいらっしゃるかもしれませんので、選択の余地、余白をつくって、柔軟に対応することも検討する必要があると思います。

また、そのようなニーズを確認できるようなアンケート内容にしていだきたいと思いますが、いかが思われますか。ご答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

保育所の完全給食についての再度のご質問でございます。

今、議員からも、いろんな声も保護者からあるということで、もちろん、ご飯を持って行かせたい保護者もおられたり、その量も含めて、保育所での提供であったり、これも様々であるということで、余白を持って、そして、柔軟な対応ということでありました。

このことについては、まだ、議員のほうは保育所の保護者さんからのご意見だけを聞いておられると思いますが、その現場であったり、いろんな話合いもまだ、といいますか、結論が出てはないと思っておりますので、今後の検討ということで考えさせていただきます。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

現場の方や保護者の方にしっかり意見を聞いてほしいと思います。

次に移ります。

昨年 12 月、学校給食の無償化を求める先輩議員の一般質問の中で、教育長は、飯南町の学校給食の目標は、安心して安全な給食を子どもたちに提供することと、食材を生産してくださる方や自然の恵みに感謝する心を育むことであると述べられました。

学校給食に使われている野菜の地元野菜である割合は、トータルでは約 50%であるとのことです。これは令和 3 年度と 4 年度のデータです。今は、地元産の割合が少ない品目でも、生産者との調整がうまくいけば、高まるものがあるように思います。

通告書のタイトルには、「地消地産の学校給食を」と書きました。地消地産とは、地域で消費するものを地域でつくろうという考え方です。よく耳にする地産地消は、地域でつくったものを地域で消費しようという考え方です。学校給食に必要なものを、できるだけ地域でつくるように、生産者との協力体制を強化しようという考えのもと、「地消地産」という言葉を使っていますので、補足させていただきます。

教育経済常任委員会でも、学校給食に、地元の野菜を使うことに関して、活発な意見交換がなされ、課題も共有されました。そのときにも申しましたが、学校給食に、自分で生産した野菜を提供したいというお話を数名の方からいただいております。

現在、学校給食に野菜を提供してくださっている農家さんが高齢化しており、新規参入者をいかにつくっていくかというのが課題の一つであると思います。一方で、野菜を調理する給食センター側の考えもあるわけです。

そこで、新規参入を希望する生産者の方に、学校給食に、野菜を提供することに関する情報提供を行い、給食センターの方も含めた意見交換会を開いてみてはいかがでしょうか。教育長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

続いて、議員のほうから、これは議員の思いを込めた地消地産ということでの学校給食、これについて質問をいただきました。

私も、「地元産の食材でつくられる安心安全な給食を提供し、子どもたちに感謝の気持ちを育みたい」という思いで、学校給食の魅力化事業に力を入れております。

地元野菜を学校給食で使うには、まずは異物の混入などがない安心安全な野菜であること、そして、安定的に食材が供給できるという体制が必要であります。

そこで毎月「学校給食出荷連絡会」を開催し、学校栄養士や給食会の担当者から、今後の組立てで必要な野菜の情報を提供し、生産者団体からは収穫が見込める野菜の情報などを情報共有しています。

また、町のほうからも、産直市などの生産者団体に対して、「地産地消推進活動支援助成金」、これを交付していただいておりますし、安定的においしい野菜を調理場に届けていただけるように支援をしていただいております。

また、近年の物価高騰に対応できるよう、学校給食会への補助金も増額していただいております。安定的に町内の食材を提供できるように支援をしていただいております。

こうした取り組みによって、現在も本町の学校給食における地元野菜の使用率はおよ

そ 50%という高い水準を維持することができていますが、一方で、議員言われますように、生産者の高齢化など今後に向けた課題もあります。

議員からは、より一層地元野菜を使えるように、新規参入を希望する方との意見交換をすべきというご提案をいただきました。今後も引き続き、安心安全な地元野菜を学校給食の調理現場に届けるためには、生産者と調理現場の情報共有は大変重要です。

先ほど述べました「学校給食出荷連絡会」において、年間を通じた必要な野菜の量や作付計画などをお互いに情報を共有しながら体制を整えていきたいと考えております。

また、生産者の高齢化が進む中で、新規就農者など、若手の協力者も増やしていく必要がありますが、一方では、安心安全な給食の食材として提供していただくためには、徹底した品質管理や安定的な供給など、組織的な対応も必要だと考えておりまして、個人的に相談するというよりは、産直市などの生産者団体、ベテランの方々と連携をして、新規就農者の方に働きかけて意見交換していく必要があるのかなと思っております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

ご答弁をいただきました。生産者と給食センターだけではなく、出荷調整をしてくださっている団体の方も含めてということで、ぜひそういった場を設けていただきたいと思います。

さて、学校給食の無償化やオーガニック給食に関しては、移住を検討する方にとっても気になるポイントになっていると聞きますが、次に、移住定住に関して質問します。

4 月から、移住・定住支援業務がアウトソーシングされ、「飯南町定住支援センター〜ごめたで飯南町〜」がスタートしました。定住支援センターに、家を探している方をお連れしたのですが、その方をお迎えするときの声のかけ方やしぐさ、そして何よりも笑顔がすばらしく、これからの移住定住相談の窓口として期待せずにはいられませんでした。

ホームページには、アウトソーシングする業務として5つ掲げられていますが、その中でも特に大切だと思うのは、移住後の相談などに対して、寄り添った支援につなげる「移住者フォロー」であると私は考えます。さらにいうと、移住してきた方も含めた現在の飯南町民がしあわせに暮らしているか、日常生活の中で困っていることがないかということにしっかり意識を向けて、もし困り事があるならば、改善方法はないかをしっかり考えていくことが大切です。今、住んでいる人の笑顔があふれるまちであれば、それが、移住定住促進にも結びついていくと考えています。

「外から内へ」の意識が強すぎて、うち、町民のことがおろそかになり、「内から外へ」という転出の動きが加速するようでは意味がありません。

目の前の人、つまり、町民を大事にするという考えに立ち、いろいろな年代や性別、所属など、多様な町民の声を聞くことに、これまで以上に取り組んでいただきたいと思います。

いますが、いかがですか。町長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、目の前の人、町民ということで大事にすべき大事にすべきとの考えに立って、今以上に町民の声を聞くべきとのご指摘でございました。

最初に紹介いただきましたが、本年4月より本町の移住定住に関する相談支援事業につきましては、特定非営利活動法人NPOですが、里山コミッションに業務委託していますが、議員からも評価もいただきました。丁寧な相談に努めていただいております、順調に業務を進めていただいておりますと感じております。

私も事務所のほうに出かけまして、もちろん相談室は専用で設けられておりますが、入って広いスペースがありますので、そこをもうちょっと活用してですね、活用されたらもっといいかなと思ったところでございます。

それで、この移住定住施策につきまして、大変重要でありまして、現在の第2次の総合振興計画、最終年度であります、人口減少対策の柱として力を入れておりますが、この将来像であります笑顔あふれるまち飯南町の実現に向けて、町民の皆様が本当に笑顔で安心して、暮らせるまちをつくっていくために、移住定住施策、欠かすことはできないと思っております。

それで議員からは、外から内への意識が強すぎるのではとのご指摘をいただきましたが、裏を返せば、移住定住施策を評価いただいていると私は感じましたが、片方だけをですね、優遇するなど、決してそういうような思いで町政を担っているつもりはありませんし、議員がそのように感じておられるのであれば、ちょっと残念であります。私は、もちろん町民の幸せを一番に考えて、いろんなことも考えながら、調整を進めてきております。

それで、今回議員がこうして質問されましたことで、真意を私も聞いてみたいので議長のお許しを得て、反問権を行使したいと考えますが、よろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 許可します。

○町長（塚原 隆昭） はい。

そういたしますと、今、議長からお許しをいただきましたので、ちょっと議員ですねちょっとお聞きしたいと思いますが、言い方として直接そういう言い方ではなかったんですが、町民の皆様を大事にしないような言い方に私は取れました。

なぜ今こうした思いをお持ちになっておられるのか、そうしたところをですね、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） はい。

通告書にわかりにくいところがありましたので、補足も兼ねて今の質問に答えたいと思います。

まずですね、町民の皆さんからいただく声として、「移住者にばかりいいことがある。地元の人のことも考えてほしい。」という声を聞くことが多いです。これが住民感情です。事業の内容を勘違いされていることもあります。住民に正しい情報を届けられていないということが問題です。

ほかにも、補助金は、補助金というのは、移住者向けの補助金という意味ではないんですけれども、住民の方からいただいた声としてご紹介しますが、「補助金は、そんなものがあるということを知らないと使えない。役場の文書は難しくて意味がわからない。」という声も最近いただいたばかりです。いくら情報を出しても、伝わらなくては意味がありません。住民の立場に立って、発信する情報、配る文書を見返していますか。不十分であるものも見受けられます。伝わる文章やチラシの作成にたけている職員もいると思いますので、部署の枠を飛び越えて、お互いにチェックしたり、アドバイスし合う体制をとってはいかがですか。

また、役場に電話をかけたり、窓口に行きにくい。雰囲気あまりよくないという声も残念ながらよく聞きます。窓口で気軽に相談してもらえるように、住民と役場との心の距離を縮めることも必要だと思います。

このような状況があるため、町民が、町から大事にされていると思っていない、こういう状況があるため、もっと目の前のひと、町民を大事にしてほしいと考えています。以上です。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今議員のほうからですね、私が質問した理由について述べていただきました。

移住者へのばかりの優遇ということではちょっと捉えているという感覚といいますか、実際そういうご意見があるということは、もちろん真摯に受け止めますし、ただ施策をつくる段階で、もちろんそうした移住者向けの施策もありますけど、ちゃんとその住民にも均等な施策も、もちろんありますので、私としては外のほうばかり向いて仕事をしている、そうした感覚は持っておりませんで、ただそういうように評価もされているという意見があればですね、それは受け止めさせていただきます。

それから、情報がきちんと伝わっていない、これが伝わるべきところに伝わっていない、そういうことは、これもご指摘があったことはよく理解できますし、これ、こういったことを改めていかないといけないと思っておりますので、飯南町せっかくいい施策をですね、これまでも準備して今でもそれが生きております。

で、それがですね、例えばこれ一例ですが、最近私が感じたのは、い～にやん森の恵

みプロジェクトといって、木を持って行ったらそれを買って取ってお金になるような制度もあるんですが、そうしたことをスタート時はですね、そうしたことも住民の方に浸透化、広まって、かなりの方も取り組んでいただいておりますが、それもちょうと今、十分に毎年毎年こう伝えてないことで、予算には計上してあるけど実績がちょっと上がってないとかそういうこともあります。

これが一例ですが、今度ですね6月の自治区長連絡会では、飯南町のいろんな施策、定住であったり、教育であったり、それから建設関係も含めてですが、いろんな施策をまとめた冊子を、もう一度お配りしようと思っております。

そうしたことをやはり毎年していかないと、転入された住民の人にそういうのを渡すんですが、今、住んでおられる住民の人にも、繰り返し行っていかなければなりませんので、そうしたことはやっていきたいと思っております。

それから、文章がわかりにくいということも、これは住民にわかりやすい、そうした文章をつくっていかねばなりませんので、これは住民の立場に立ったような、たったようなというか、立ってですね、平たい言葉でうまく伝わるように改善していきたいと思えます。

また、役場の雰囲気も何か悪いというようなことも言われましたが、それが挨拶の面でそう思われているのか、窓口対応がそうなのか、そのところはちょっとわかりませんが、これについても、役場で、住民の方が来られ、もちろん外部のお客さんもですが、快く、気持ちよく帰っていただく、きちんと対応してですね、そういったことに心がけたいと思っております。

今、どっちかいうとマイナスのことばかり言われましたので、もちろん役場職員を頼りになるとか、そういう意見も私も聞いておりますし、そうしたことで、今頂いた意見もですね、これは真摯に受け止めて今後の行政運営に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで、6月4日、議案第47号の質疑の関係で、総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

本定例会初日に8番議員からご質問のありました、議案第47号、令和6年度飯南町病

院事業会計補正予算（第１号）について、予算概要説明資料の中で、退職手当負担率変更による増という記載について、ご質問があったかと思います。

この件につきまして回答でございますが、負担率の変更について再度確認を行いましたところ、率自体の変更はなく、退職手当負担金の増という表現が正しい補正内容でございました。

これは説明資料の確認作業におけるチェック漏れによるものでございまして、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

今後は資料確認の徹底を図りまして、このような誤りのないよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上、訂正の発言がございました。このことについてはよろしゅうございます。

資料、説明資料での訂正でございますので、修正をお願いをいたしたいと思っております。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、８日、９日は休会、１０日から１２日は各常任委員会、１３日は各常任委員会及び午後１時から予算特別委員会、１４日は午前９時から本会議を再開をいたします。

ご苦労さんでございました。

午後３時４０分散会
